

大垣市
第四次 男女共同参画プラン

平成30年 3月
大 垣 市

はじめに



人口減少社会の到来や少子高齢化の進展により人口構造が大きく変化する中、今後の社会経済の持続的な発展には、男女ともに様々な場面で個性と能力を十分に発揮し活躍できる男女共同参画社会の実現に向けた取組が必要となります。

本市におきましては、平成12年に「大垣市男女共同参画プラン」を策定して以来、平成15年には「大垣市男女共同参画推進条例」を制定、平成17年3月には岐阜県下初となる「男女共同参画都市宣言」を行い、平成29年10月には「大垣市男女共同参画センター」をオープンさせるなど、男女共同参画に関する取組を着実に推進してまいりました。

こうしたなか、「第3次大垣市男女共同参画プラン」の計画期間終了を迎えるにあたり、社会情勢の変化や新たな課題に的確に対応しながら、引き続き、総合的かつ計画的に男女共同参画施策を推進するため、このたび「大垣市第四次男女共同参画プラン」を策定いたしました。

本プランは、これまでの取組を継続しつつ発展させ、より一層効率的に取り組んでいくため、市民総参加により男女共同参画社会を創る視点で策定しており、特に優先的・重点的な取組を示すことで、総合的かつ着実なプランの推進を目指しております。

また、平成27年9月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づき、新たに、本市での女性活躍の推進計画とした「大垣市女性の活躍推進計画」を包含したプランとなっております。

今後とも、この「大垣市第四次男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてまいりますので、皆様には、なお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本プランの策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様、ご審議をいただきました男女共同参画推進審議会委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に厚くお礼申し上げ、あいさつとさせていただきます。

平成30年3月

大垣市長 小 川 敏

目 次

第 1 章 男女共同参画プランの概要

1	プラン改定の趣旨	1
2	プランの位置付け	2
3	プランの期間	8
4	プランの策定体制	9

第 2 章 男女共同参画に関する状況

1	男女共同参画に関する社会の動向	10
2	本市における人口の現状と将来人口の推計	11
3	アンケート調査結果の概要	14

第 3 章 プランの基本的な考え方と重点目標

1	プランのめざす姿	39
2	プランの構成	39
3	プランの目標指標及び目標値	39
4	プランの施策体系	40
5	プランの重点目標	41

第 4 章 プランの推進体制と役割分担

1	推進体制	51
2	推進拠点（大垣市男女共同参画センター）	51
3	関係団体等との連携	51
4	役割分担	52

資料編

1	男女共同参画社会基本法	53
2	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	58
3	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	66
4	大垣市男女共同参画推進条例	76
5	大垣市男女共同参画センター条例	81
6	大垣市男女共同参画センター条例施行規則	83

7	大垣市男女共同参画都市宣言	85
8	大垣市男女共同参画推進審議会規則	86
9	大垣市男女共同参画推進審議会委員名簿	87
10	大垣市男女共同参画プラン行政推進委員会設置要綱	88
11	大垣市第四次男女共同参画プラン策定経過	92

第1章 男女共同参画プランの概要

1 プラン改定の趣旨

平成11年6月に制定された「男女共同参画社会基本法」の第2条では、「男女共同参画社会」とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

国においては、この「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成12年に「男女共同参画基本計画」を策定して以来、2度にわたる改定を経て、平成27年には「第4次男女共同参画基本計画」を策定しました。

また、平成25年6月には、成長戦略の柱のひとつに「女性の活躍推進」を位置付け、平成27年9月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されるなど、社会全体で女性の活躍に向けた動きが拡大しています。

本市においては、男女共同参画社会の実現をめざし、平成12年に「大垣市男女共同参画プラン」を策定、平成15年には「大垣市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成17年3月には、岐阜県初となる「男女共同参画都市宣言」を行いました。

その後も、2度にわたりプランの改定を行うとともに、平成29年10月には「大垣市男女共同参画センター」をオープンさせるなど、男女共同参画に関する取組を着実に推進してきました。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識が払拭できていない現状や、女性の多様な分野への参画や就労に関わる問題、男性の仕事優先のライフスタイルや女性が担う領域とされてきた家事や育児、介護への関わり方の見直し、ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止など課題は少なくありません。

本プランは、第3次プランの期間終了を受け、近年の社会情勢の変化や国等の動向に対応しながら、本市における男女共同参画の推進に関する施策を、引き続き総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

2 プランの位置付け

(1) 法令上の位置付け

このプランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」とします。

—〔男女共同参画社会基本法〕—

第14条

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

また、このプランは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく推進計画とし、「大垣市女性の活躍推進計画」として位置付けます。

なお、推進計画に該当する施策等は、第3章「5 プランの重点目標」における「重点目標2 多様な分野において女性が活躍できる社会づくり」となります。

—〔女性の職業生活における活躍の推進に関する法律〕—

第6条

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

さらに、このプランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく基本計画とし、「大垣市DV対策基本計画」として位置付けます。

なお、基本計画に該当する施策等は、第3章「5 プランの重点目標」における「重点目標3 性別等によらず、誰もが安心して生き生きと暮らせる社会づくり」のうちのDV関係部分となります。

—〔配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律〕—

第2条の3

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

このプランは、「大垣市男女共同参画推進条例」の第10条に基づく「男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画」とします。

—〔大垣市男女共同参画推進条例〕—

- 第10条 市は、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「男女共同参画プラン」という。）を策定するものとする。

(2) 国・県計画との関係

このプランは、国の「第4次男女共同参画基本計画」や、岐阜県の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための「岐阜県男女共同参画計画（第3次）」と整合を図った計画としています。

(3) 本市の各計画との関係

このプランは、30年後の本市のあるべき姿を示した「大垣市未来ビジョン」を上位計画とし、ビジョンで定めた未来都市像を実現するための方向性を示した「基本構想」における「未来のピース」のうちの、「みんながあったかいまち（ピース4：健康・福祉・人権）」に位置付けられています。

—〔大垣市未来ビジョン 基本構想〕—

3 未来都市像

「みんなで創る 希望あふれる産業文化都市」

4 未来のピース

- (4) みんながあったかいまち（ピース4：健康・福祉・人権）

② 地域のつながり

【多文化・多世代でつながる】

日本人や外国人だけでなく、性別や年齢、居住地や職業などにとらわれず、それぞれの立場でお互いを尊重しあい、高めあうことで、あったかい社会が確立されています。

また、基本構想の実現のため、市政運営を総合的かつ計画的に進めていくための「大垣市未来ビジョン 第1期基本計画」（計画期間：平成30年度（2018年度）～34年度（2022年度））においては、「男女共同参画・多文化共生」の分野として位置付けられています。

〔大垣市未来ビジョン 第1期基本計画〕

第3節 分野別計画

4 みんながあったかいまち

(8) 男女共同参画・多文化共生

④ 施策

1) 男女共同参画の推進

男女共同参画センターを拠点に、男女共同参画の啓発の推進や女性の活躍を促進するとともに、家庭や職場、地域等において、男女がともに役割と責任を協力して担う意識の啓発を図ります。

- 【主な取り組み】
- ◆ 男女共同参画の啓発の推進
 - ◆ 女性人材の育成支援
 - ◆ ワーク・ライフ・バランスの促進

また、本市の地域性、独自性をもたせながら、活力ある持続可能なまちづくりを推進するための戦略としている「『水の都おおがき』創生総合戦略」においては、「基本目標1 子育て日本一が実感できるまちの創生」のうち、具体的な施策として「ワーク・ライフ・バランスの推進」が位置付けられています。

〔「水の都おおがき」創生総合戦略〕

6 施策

(1) 子育て日本一が実感できるまちの創生

② ワーク・ライフ・バランスの推進

- 1) 仕事と家庭の両立支援
- 2) 女性の活躍支援

その他、関連する個別計画と整合を図ったプランとしています。

〔大垣市第二次子育て支援計画〕

Ⅳ－2 子育てと仕事が両立できる環境づくり

(1) 家庭・企業への啓発

No.169 看護・育児・介護休暇制度等のPR

No.170 ワーク・ライフ・バランス等の啓発活動の充実

No.171 ぎふっこカード等への協力の働きかけ

No.172 一般事業主行動計画の策定・推進への働きかけ

No.173 事業所・団体等のPR

(2) 職場の保育施設等の整備啓発

No.174 事業所内保育施設の整備促進

No.175 適切な保育環境や設置基準などの助言

(3) 職場における母性保護の推進

No.176 母性健康管理指導事項連絡カードの活用

No.177 マタニティマークの普及

No.178 保健指導の充実

(4) 再就職等への支援

No.179 再就職等のための情報提供

No.180 各種助成制度のPR

Ⅳ－3 少子化対策推進のための親育てと家庭教育

(1) 若い世代の子育て意識の醸成

No.183 学校教育における男女共同参画の推進

Ⅳ－4 みんなで子育ての意識啓発

(1) 男女共同参画の推進

No.193 男女共同参画社会の意識啓発

No.194 男性の子育て等の促進

No.195 父親の子育てのための休暇等取得の促進

No.196 もうすぐパパママ教室への男性への参加促進

〔大垣市雇用戦略指針〕

第5章 地域雇用の推進施策

1 地域雇用の推進施策

(3) 多様な働き方の支援

第1章 男女共同参画プランの概要

② 国や県等の関係機関と連携して、企業に対するワーク・ライフ・バランスの周知や、ハローワーク大垣のマザーズコーナーの活用、子育て総合支援センター等における職業相談等の実施などにより、子育て中の女性や、離職した女性の再就職を支援するとともに、「イクボス」の推進などにより、女性の活躍を支援します。

⑦ 高齢者や女性、若年層を対象とした、国や県等が主催する「就職応援セミナー」等を積極的にPRして支援します。

2 雇用戦略指針の実現に向けて

(5) 女性の活躍の推進

企業の活動、行政、地域などの現場に多様な価値観や新しい視点、創意工夫をもたらす「女性の活躍」の機会創出のため、良質な家事・子育て支援サービスの充実、国・県等が実施する女性の活躍のための政策の積極的なPRに取り組んでいきます。

〔大垣市人権施策推進指針（第二次改定版）〕

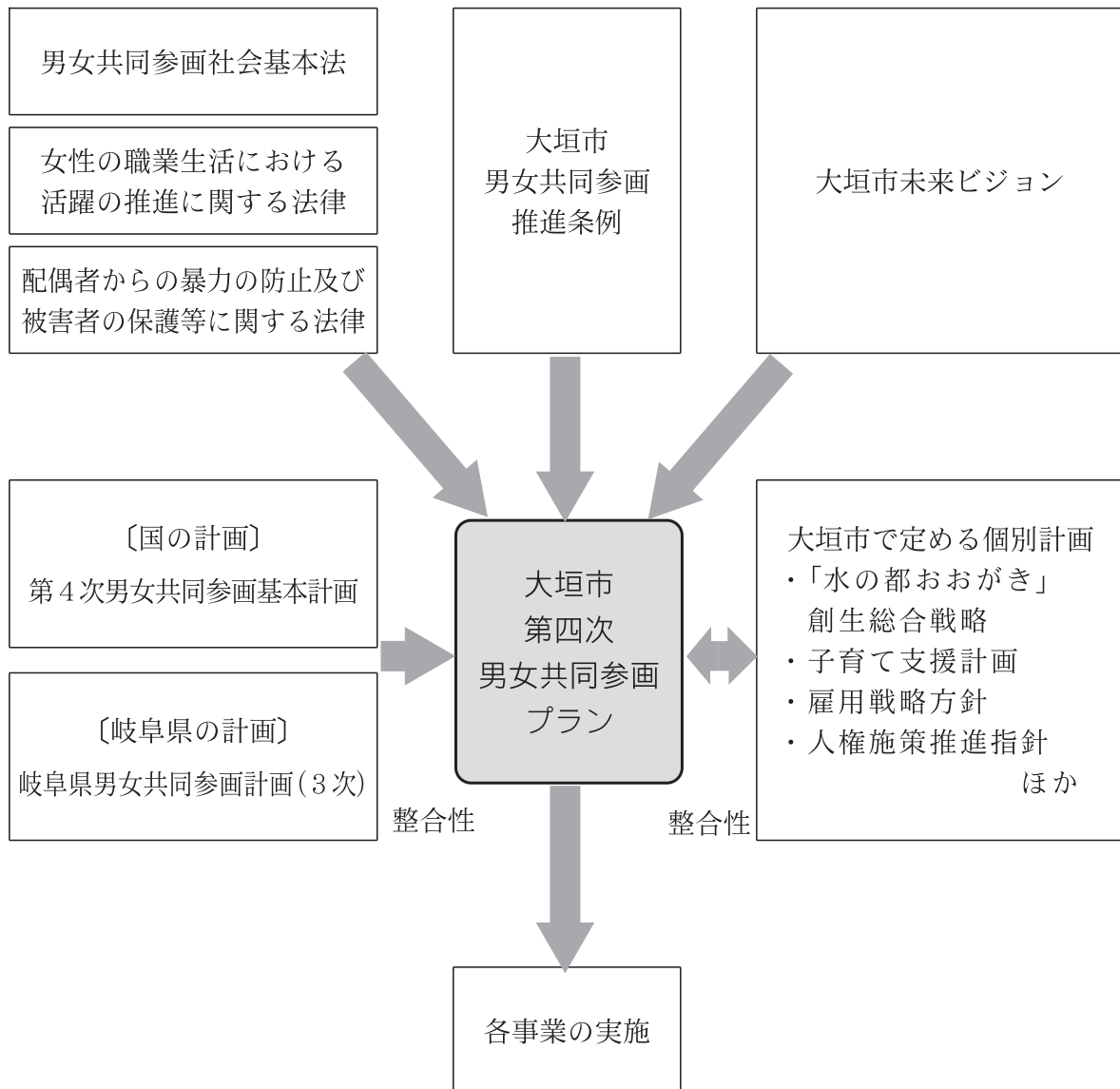
4 分野別人権施策の推進

(2) 女性の人権

施策の方向

- 男女共同参画社会の形成に向けた意識づくりの推進
- 女性に対するあらゆる暴力の防止
- 男女共同参画によるまちづくりの推進
- 男女が働きやすい環境づくりの推進

〔大垣市男女共同参画プランの位置付け〕



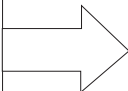
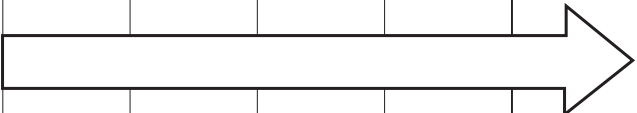
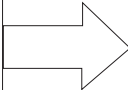
3 プランの期間

このプランは、平成30年度（2018年度）を初年度とし、平成34年度（2022年度）を目標年次とする5か年のプランです。

なお、この期間は、30年後の本市のあるべき姿を示した「大垣市未来ビジョン」の基本構想の実現のため、市勢運営を総合的かつ計画的に進めていくための「大垣市未来ビジョン第1期基本計画」と同じ期間です。

また、策定後は、プランに掲げる施策が着実に実施されるよう進捗状況の把握に努めるとともに、男女共同参画を取り巻く社会経済情勢の変化などに適切に対応していくため、施策の方向を確認しながら、各施策に基づく事業を実施していきます。

〔大垣市第四次男女共同参画プランの期間〕

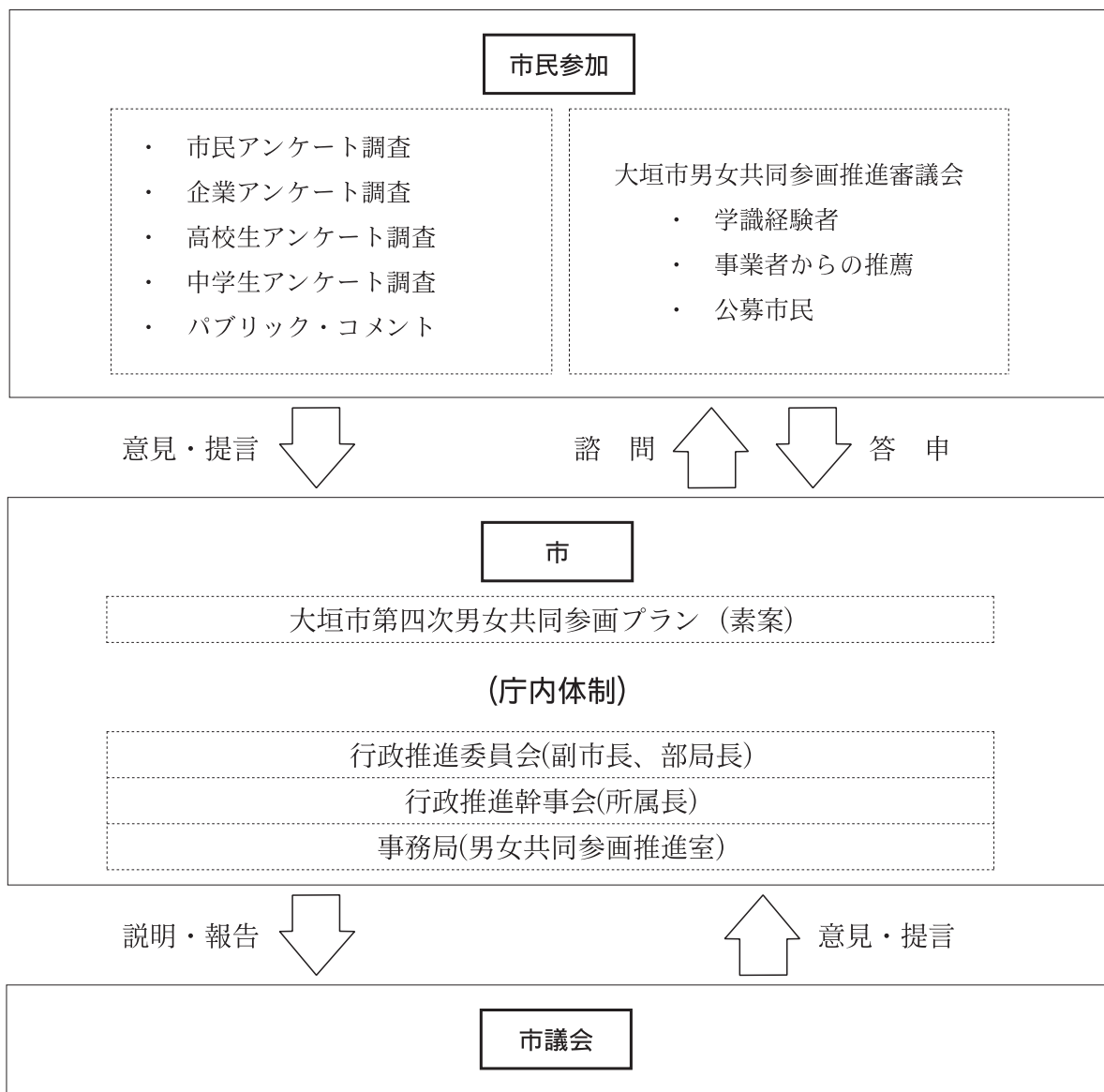
	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)
大垣市第五次総合計画 後期基本計画(5か年)						
大垣市未来ビジョン 第1期基本計画(5か年)						
第3次大垣市男女共同参画 プラン(5か年)						
大垣市第四次男女共同参画 プラン(5か年)						

4 プランの策定体制

このプランの策定にあたっては、男女共同参画に関する社会情勢、国や県の計画等を考慮しながら、本市の状況や男女共同参画に関する現状と課題、施策の取組状況を検証しました。

また、市民、企業、高校生及び中学生に対してアンケート調査を実施するとともに、学識経験者、事業者からの推薦、公募市民の委員からなる「大垣市男女共同参画推進審議会」を開催するなど、幅広い意見を集約することにより策定を進めました。

〔大垣市第四次男女共同参画プラン 策定体制〕



第2章 男女共同参画に関する状況

1 男女共同参画に関する社会の動向

(1) 生産年齢人口の減少

本格的な少子高齢化、人口減少時代が到来し、人口構造が大きく変化する中で、老年人口（65歳以上）が増加している一方、生産年齢人口（15歳～64歳）が減少しています。

今後の持続的発展のためには、生産年齢人口の中でも大きな潜在力を持つ女性の活躍が喫緊の課題となっています。

(2) 女性の活躍推進

女性の就業率は上昇し、働く女性は大きく増加したものの、企業等においては女性の力が十分に生かされているとはいえません。

こうした課題に対応し、女性の活躍推進の取組を着実に前進させるため、女性の活躍を迅速かつ重点的に推進することを目的とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が平成28年4月から全面施行されました。

これにより、国や地方公共団体、301人以上の労働者を常時雇用する民間事業者等に対して、女性活躍に向けた「事業主行動計画」の策定・公表が義務付けられました。

(3) 男女の働き方改革

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現は女性活躍の推進と不可分のものであり、また、あらゆる人の働き方に関する課題です。

国の第4次男女共同参画基本計画では、第1分野に「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」が掲げられ、長時間労働の削減等の働き方改革、家事・育児・介護等に男性が参画可能となるための環境整備の取組が位置付けられています。

(4) 配偶者からの暴力（DV）をめぐる状況

平成26年1月に改正施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」では、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の規定が準用されるようになりました。

また、同年11月には「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ法）」が施行されるなど法整備が進んでいます。

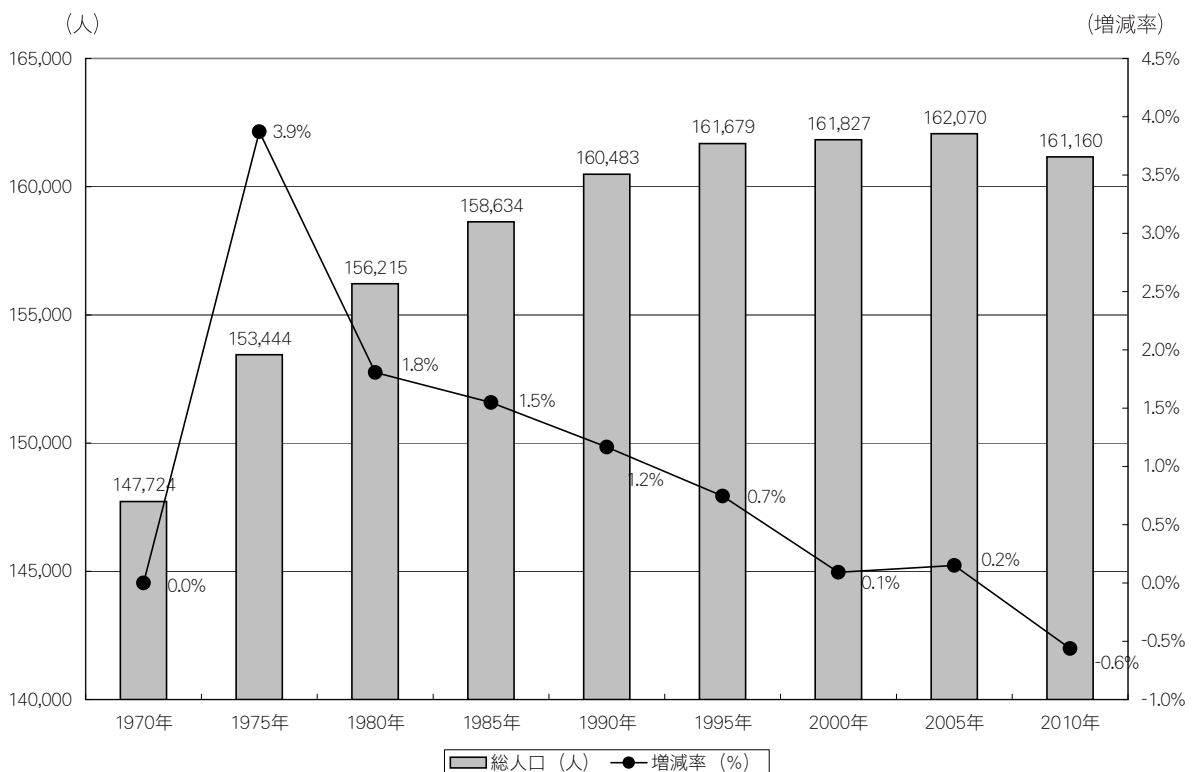
2 本市における人口の現状と将来人口の推計

本市の人口減少の現状を把握・分析し、人口減少問題に関して市民と認識の共有化を図るとともに、今後の本市のめざすべき方向性を提示するため策定した「大垣市人口ビジョン」における状況は、次のとおりです。

(1) 人口及び人口増加率の推移

人口は、2005年（平成17年）の国勢調査時（162,070人）をピークに減少傾向にあり、2010年（平成22年）の国勢調査では910人減少し、161,160人となっています。

〔人口及び人口増加率の推移〕



※2005年（平成17年）以前の大垣市の総人口は、旧大垣市と旧上石津町及び旧墨俣町の国勢調査にて算出。

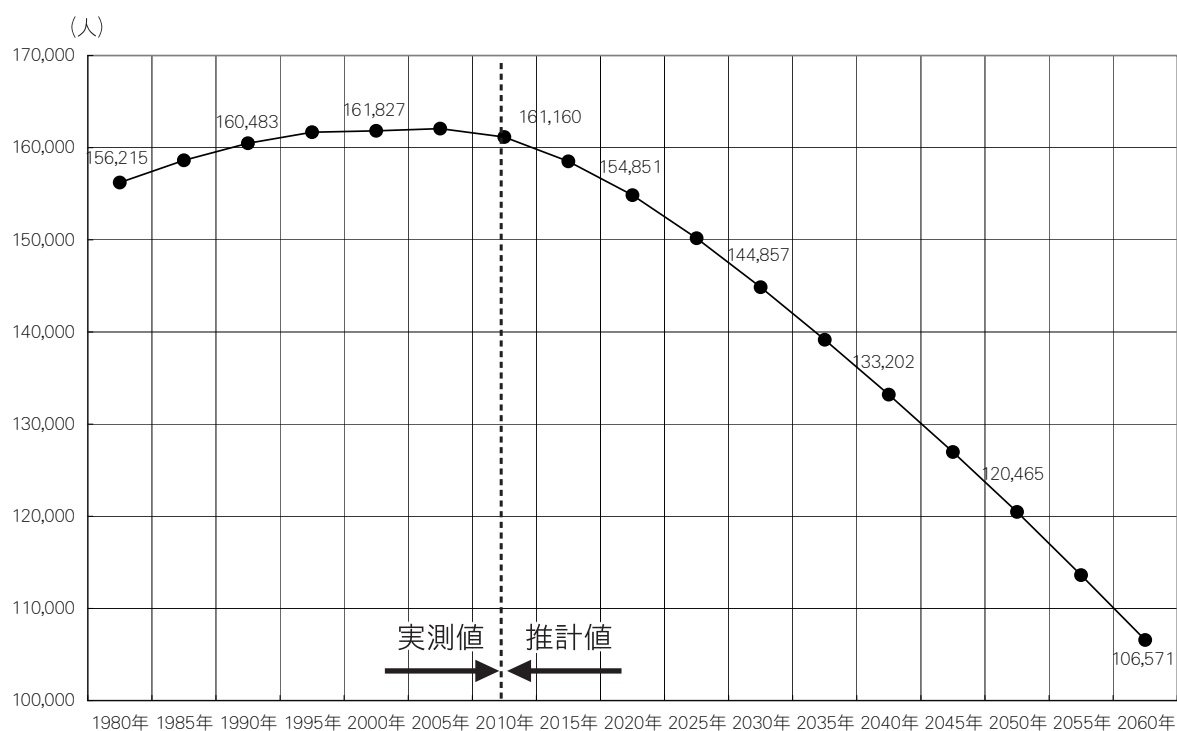
	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年
人 口 (人)	147,724	153,444	156,215	158,634	160,483	161,679	161,827	162,070	161,160
増減率 (%)	0.0%	3.9%	1.8%	1.5%	1.2%	0.7%	0.1%	0.2%	-0.6%

（出典：国勢調査、大垣市人口ビジョン）

(2) 人口の推移及び将来の見通し

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、人口は2010年（平成22年）から減少傾向に転じ、2040年（平成52年）には133,202人（2010年に比べ27,958人減少）、2060年（平成72年）に106,571人（2010年に比べ54,589人減少）まで減少する結果となっています。

〔人口の推移及び将来の見通し〕



※1980年（昭和55年）－2010年（平成22年）の数値は、国勢調査における実績値に基づく。

※2005年（平成17年）以前の人口は、旧大垣市の人口に旧上石津町及び旧墨俣町の人口を合算して算出。

※2015年（平成27年）以降の数値は内閣府提供のワークシートにより作成。

	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
人 口 (人)	156,215	158,634	160,483	161,679	161,827	162,070	161,160	158,512	154,851
	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	
人 口 (人)	150,169	144,857	139,159	133,202	126,970	120,465	113,608	106,571	

（出典：国勢調査、内閣府提供ワークシート、大垣市人口ビジョン）

(3) 年齢3区分別人口の推移

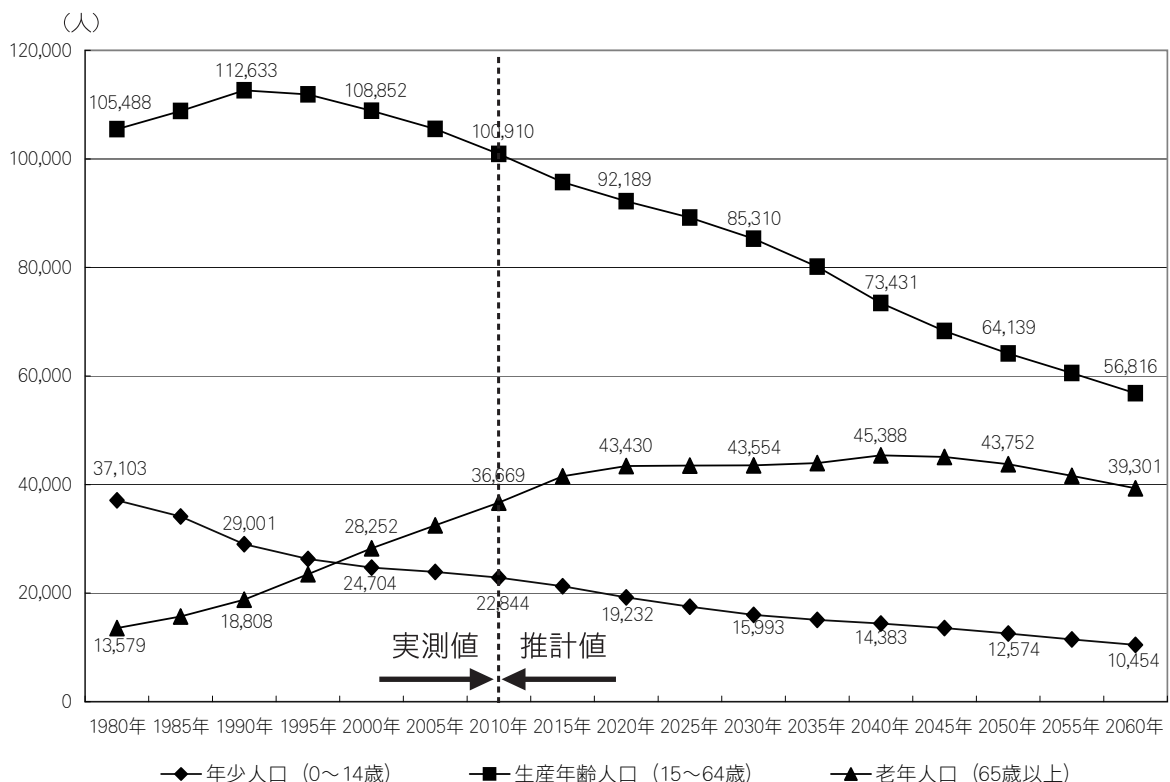
国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、2010年（平成22年）から2060年（平成72年）までに年少人口（0歳～14歳）は12,390人、生産年齢人口（15歳～64歳）も44,094人減少します。一方、老年人口（65歳以上）は2,632人増加します。

1995年（平成7年）から2000年（平成12年）にかけて、年少人口と老年人口の逆転がはじまっており、1980年（昭和55年）当時は23.8%を占めていた年少人口が2060年（平成72年）には9.8%となり、逆に10%に満たなかった老年人口が36.9%に及ぶことが予想されます。

WHO（世界保健機関）や国連では、老年人口が21%を超えると「超高齢社会」と定義しており、本市は2010年（平成22年）の時点で超高齢社会であり、2060年（平成72年）にはより一層の超高齢社会になります。

また、2010年（平成22年）に生産年齢人口約2.75人で1人の老年人口を支えていましたが、2060年（平成72年）には約1.45人で1人の老年人口を支えることになります。

〔年齢3区分別人口の推移〕



※1980年（昭和55年）～2010年（平成22年）の年齢別人口は分類不能を除く

（出典：国勢調査、内閣府提供ワークシート、大垣市人口ビジョン）

3 アンケート調査結果の概要

3-1 市民意識調査の概要

プラン策定の基礎資料とするため実施した市民意識調査の概要は、次のとおりです。

(1) 市民意識調査の設定

- ① 調査対象 市内に在住する満18歳以上の男女
- ② 対象者数 2,000人
- ③ 抽出方法 住民基本台帳による年齢層別無作為抽出
- ④ 調査方法 郵送配布・郵送返送による郵送調査
- ⑤ 調査期間 平成28年7月16日（土）～8月19日（金）
- ⑥ 調査内容
 - 1) 調査対象者の属性 (8問)
 - 2) 男女平等に関する意識について (3問)
 - 3) 家庭生活等に関する意識について (4問)
 - 4) 就労・働き方について (6問)
 - 5) 社会参画について (4問)
 - 6) 男女共同参画社会づくりの推進施策について (3問)
 - 7) セクシュアル・ハラスメント、DVについて (6問)
 - 8) 自由意見【記述】 (1問)

(2) 市民意識調査の回収結果

標 本 数	回 収 数 (回 収 率)			未 回 収
		有 効	無 効	
2,000	902	902	0	1,098
(100.0%)	(45.1%)	(45.1%)	(0.0%)	(54.9%)

(3) 市民意識調査の結果（概要）

(3)－1 男女平等に関する意識

〔様々な生活の場面における男女の平等の感じ方〕

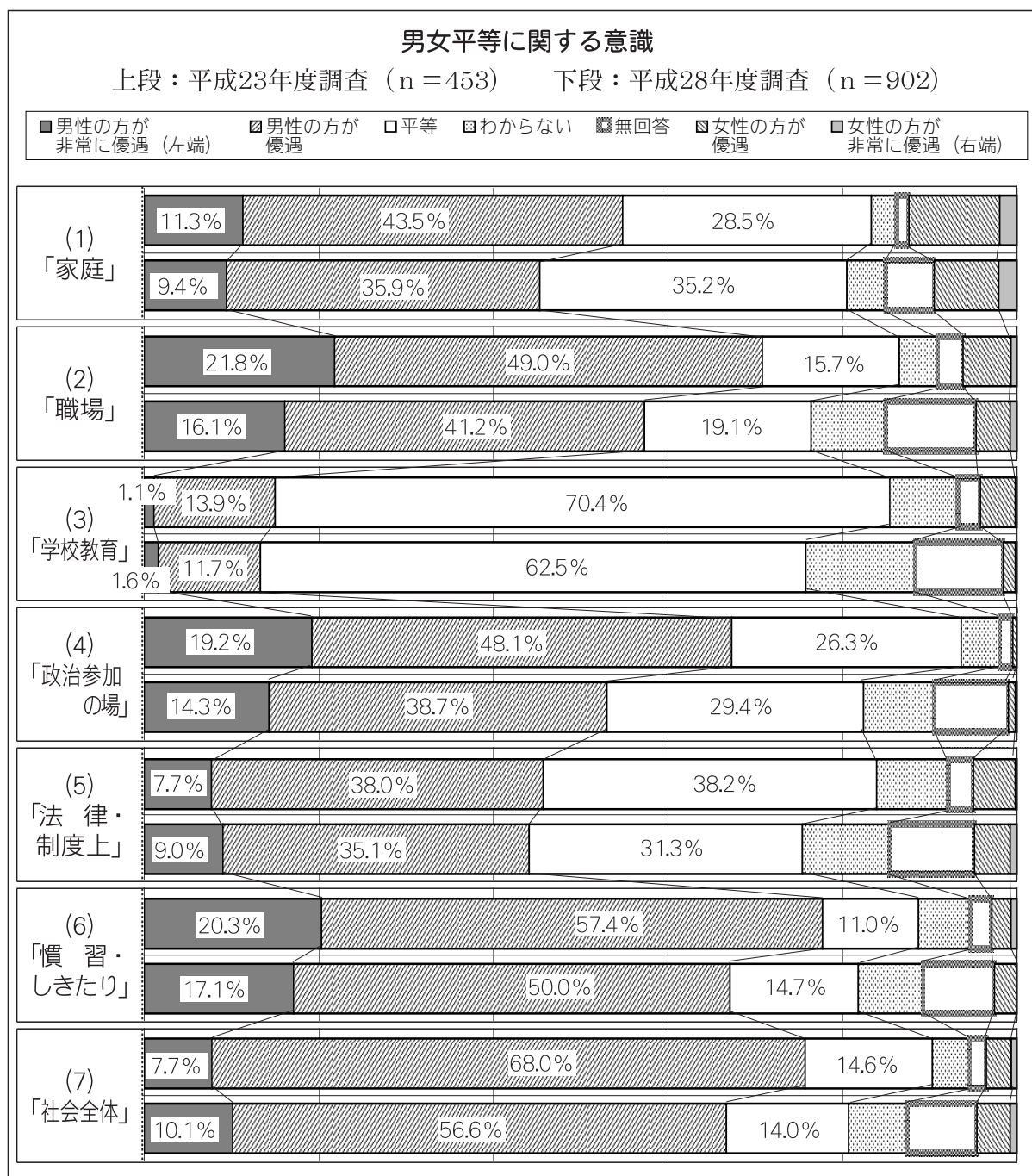
区 分	男性の方が非常に優遇		男性の方が優遇		平 等		女性の方が優遇		女性の方が非常に優遇		わからない		無 回 答		合 計	
	回 答	比 率	回 答	比 率	回 答	比 率	回 答	比 率	回 答	比 率	回 答	比 率	回 答	比 率	回 答	比 率
(1) 家庭	85	9.4%	324	35.9%	317	35.2%	67	7.4%	19	2.1%	40	4.4%	50	5.6%	902	100.0%
(2) 職場	145	16.1%	372	41.2%	172	19.1%	35	3.9%	7	0.8%	77	8.5%	94	10.4%	902	100.0%
(3) 学校教育	14	1.6%	105	11.7%	564	62.5%	13	1.4%	2	0.2%	113	12.5%	91	10.1%	902	100.0%
(4) 政治参加の場	129	14.3%	349	38.7%	265	29.4%	7	0.8%	2	0.2%	73	8.1%	77	8.5%	902	100.0%
(5) 法律・制度上	81	9.0%	317	35.1%	282	31.3%	37	4.1%	7	0.8%	90	10.0%	88	9.7%	902	100.0%
(6) 慣習・しきたり	154	17.1%	451	50.0%	133	14.7%	22	2.5%	1	0.1%	67	7.4%	74	8.2%	902	100.0%
(7) 社会全体	91	10.1%	511	56.6%	126	14.0%	34	3.8%	7	0.8%	61	6.7%	72	8.0%	902	100.0%

様々な生活場面における男女の平等の感じ方をみると、「平等」と感じる場面は、「(3) 学校教育」が564人（62.5%）で最も多く、次いで「(1) 家庭」が317人（35.1%）、「(5) 法律・制度上」が282人（31.3%）となっています。

「男性の方が非常に優遇」では、「(6) 慣習・しきたり」が154人（17.1%）で最も多く、次いで「(2) 職場」が145人（16.1%）となっています。

「女性の方が優遇」と「女性の方が非常に優遇」は、各項目とも非常に少ない割合となっています。

〔様々な生活場面における男女の平等の感じ方（平成23年度調査との比較）〕



平成23年度調査と比較すると、「男性の方が非常に優遇」と「男性の方が優遇」を合わせた割合は、全ての項目で減少しています。また、「平等」の割合は、4項目で増加しています。

〔男女が平等になるために重要だと思われること（※3つまで選択）〕

区 分	回答数	比率
(1) 法律や制度を見直し、女性差別につながるものを改めること	221	24.5%
(2) 女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること	414	45.9%
(3) 学校や家庭などで男女平等や人権問題などの理解や意識を高めるようにすること	214	23.7%
(4) 男性の意識をかえること	378	41.9%
(5) 女性の意識をかえること	161	17.8%
(6) 女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得したりするなど積極的に力の向上を図ること	265	29.4%
(7) 女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること	302	33.5%
(8) 官民の職場の重要な役職に一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実すること	178	19.7%
(9) その他	20	2.2%
(10) わからない	53	5.9%

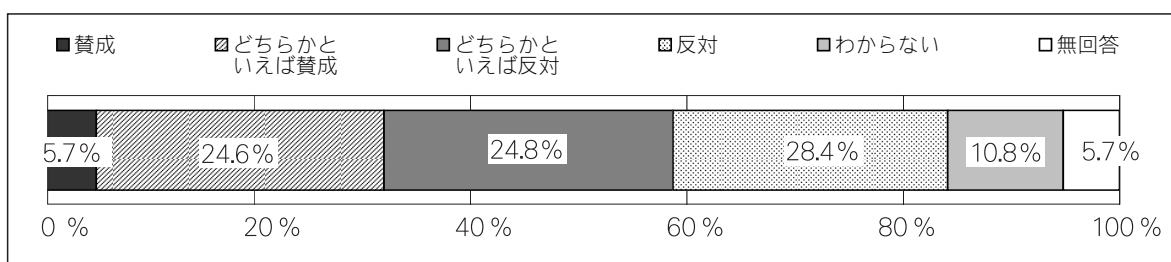
男女が平等になるために重要だと思われることをみると、「(2) 女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」が414人（45.9%）と最も多く、次いで「(4) 男性の意識をかえること」が378人（41.9%）、「(7) 女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」が302人（33.5%）となっています。

(3)ー2 家庭生活等に関する意識

〔結婚や家庭生活についての考え方〕

① 男性は仕事、女性は家庭を守るべきである

賛 成		どちらかといえは賛成		どちらかといえは反対		反 対		わからない		無回答		合 計	
回答	比率	回答	比率	回答	比率	回答	比率	回答	比率	回答	比率	回答	比率
51	5.7%	222	24.6%	224	24.8%	256	28.4%	98	10.8%	51	5.7%	902	100.0%

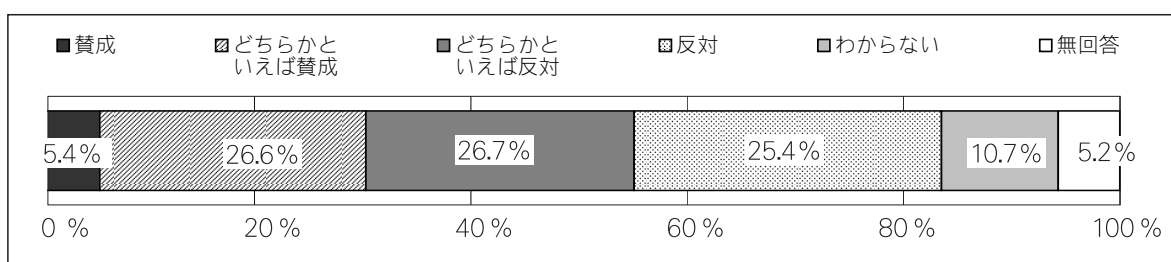


「反対」が256人（28.4%）と最も多く、次いで「どちらかといえは反対」が224人（24.8%）となっています。

「どちらかといえは反対」と「反対」を合わせると、480人（53.2%）と半数を超えています。

② 女性は結婚したら、夫や子ども中心に考えて生活をした方がよい

賛 成		どちらかといえは賛成		どちらかといえは反対		反 対		わからない		無回答		合 計	
回答	比率	回答	比率	回答	比率	回答	比率	回答	比率	回答	比率	回答	比率
49	5.4%	240	26.6%	241	26.7%	229	25.4%	96	10.7%	47	5.2%	902	100.0%

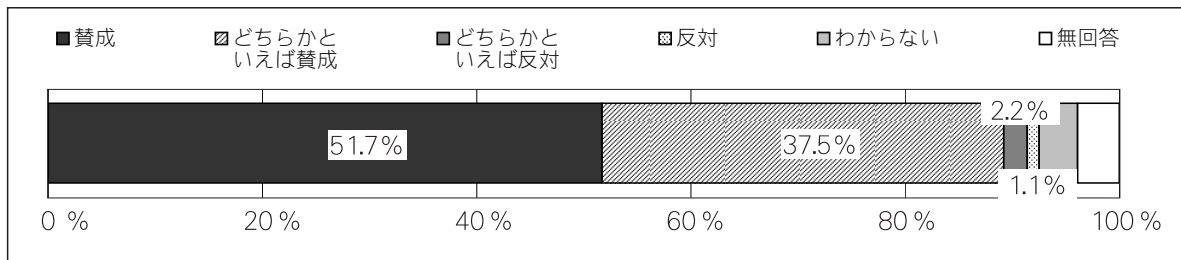


「どちらかといえは反対」が241人（26.7%）と最も多く、次いで「どちらかといえは賛成」が240人（26.6%）となり、ほぼ同数となっています。

「どちらかといえは反対」と「反対」を合わせると、470人（52.1%）と半数を超えています。

③ 男性も家事・育児に積極的に参加すべきである

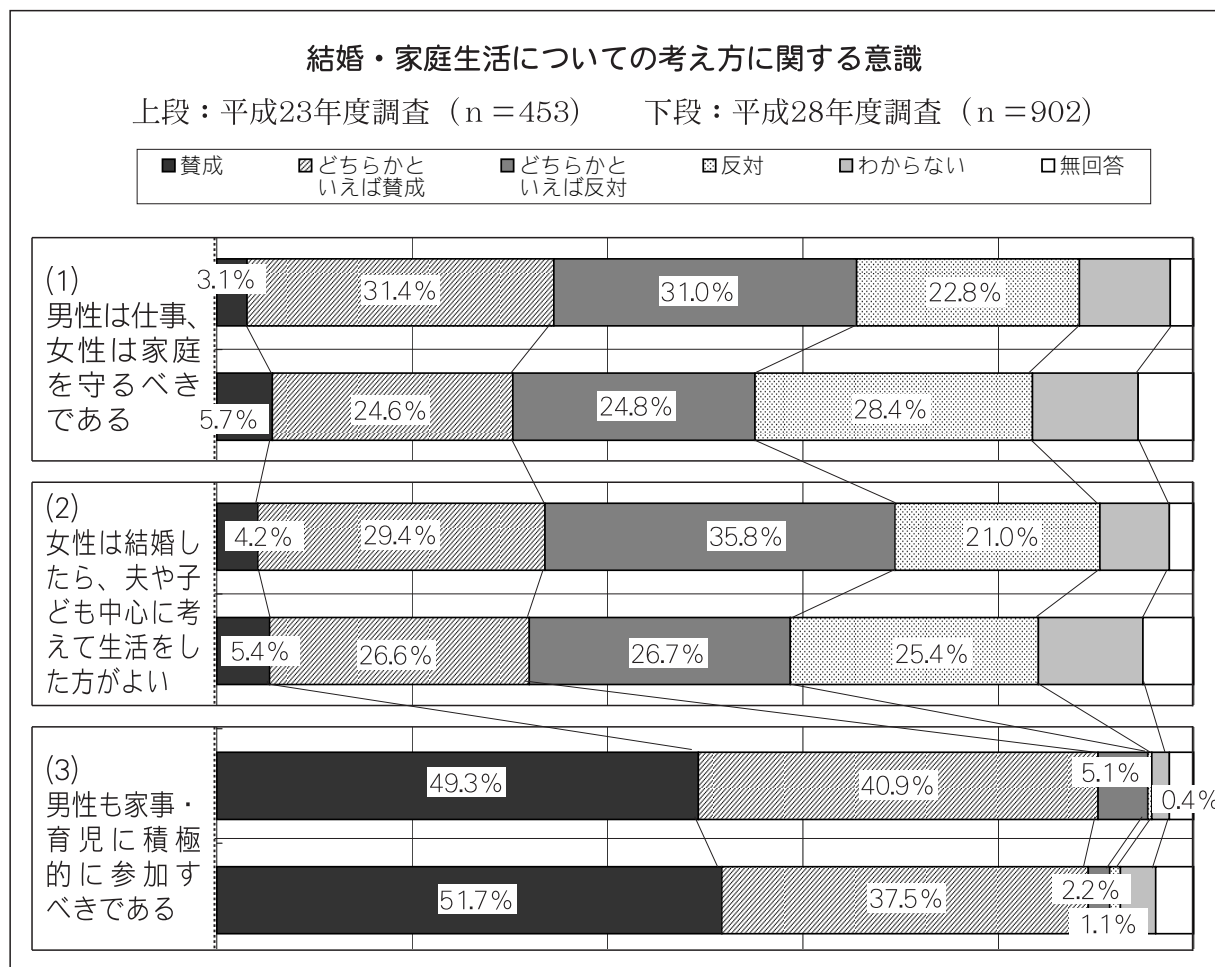
賛 成		どちらかといえ ば賛成		どちらかといえ ば反対		反 対		わからない		無回答		合 計	
回答	比率	回答	比率	回答	比率	回答	比率	回答	比率	回答	比率	回答	比率
466	51.7%	338	37.5%	20	2.2%	10	1.1%	33	3.6%	35	3.9%	902	100.0%



「賛成」が466人（51.7%）と最も多く、次いで「どちらかといえば賛成」が338人（37.5%）となっています。

「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせると、804人（89.2%）となり、高い割合となっています。

〔結婚や家庭生活についての考え方（平成23年度調査との比較）〕



平成23年度調査と比較すると、「(1) 男性は仕事、女性は家庭を守るべきである」は、「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた割合が減少（－4.2ポイント）しています。

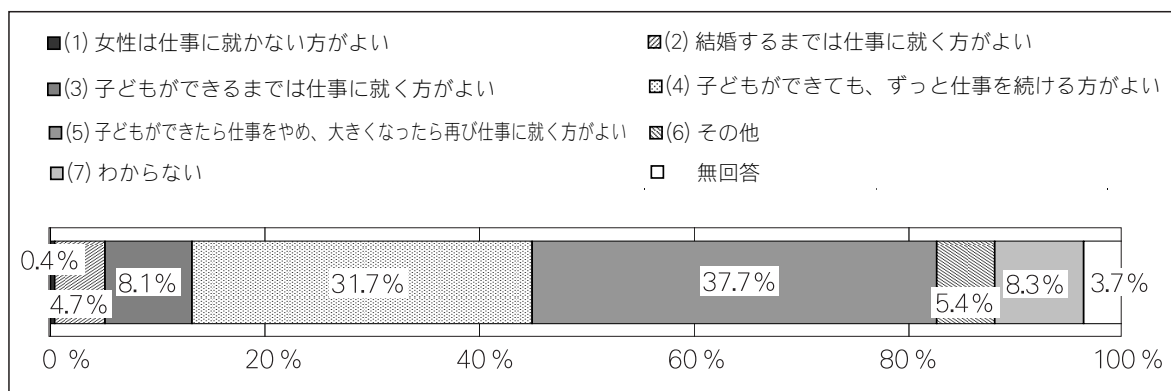
また、「(2) 女性は結婚したら、夫や子ども中心に考えて生活をした方がよい」も、「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた割合が減少（－1.6ポイント）しています。

「(3) 男性も家事・育児に積極的に参加すべきである」は、「どちらかといえば反対」と「反対」を合わせた割合が減少（－2.2ポイント）しています。

(3)ー3 就労・働き方について

〔女性が仕事に就くことについての考え方〕

区 分	回答数	構成比
(1) 女性は仕事に就かない方がよい	4	0.4%
(2) 結婚するまでは仕事に就く方がよい	42	4.7%
(3) 子どもができるまでは仕事に就く方がよい	73	8.1%
(4) 子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい	286	31.7%
(5) 子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事に就く方がよい	340	37.7%
(6) その他	49	5.4%
(7) わからない	75	8.3%
無回答	33	3.7%
合 計	902	100.0%



女性が仕事に就くことについての考え方をみると、「(5) 子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事に就く方がよい」が340人（37.7%）と最も多く、次いで「(4) 子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」が286人（31.7%）となっています。

〔結婚や子の出生といったライフ・イベントにおける変化〕

(1) 結婚による変化

区分	結婚していない		変化なし		転居した		転職した		退職した (離職した)		無回答		合 計	
	回答	比率	回答	比率	回答	比率	回答	比率	回答	比率	回答	比率	回答	比率
	105	11.6%	430	47.7%	68	7.5%	48	5.3%	181	20.1%	70	7.8%	902	100.0%
男性	46	12.1%	254	66.9%	29	7.6%	19	5.0%	5	1.3%	27	7.1%	380	100.0%
女性	57	11.2%	167	32.8%	38	7.5%	29	5.7%	175	34.4%	43	8.4%	509	100.0%

結婚や子の出生といったライフ・イベントにおける変化として、結婚による変化をみると、「変化なし」が430人（47.7%）と最も多く、次いで「退職した（離職した）」が181人（20.1%）となっていますが、女性では「退職した（離職した）」が175人（34.4%）と最も多くなっています。

(2) 第1子の出生による変化

区分	子どもはいない		変化なし		育児休業 取得後に 復 帰		転職した		退職した (離職した)		無回答		合 計	
	回答	比率	回答	比率	回答	比率	回答	比率	回答	比率	回答	比率	回答	比率
	140	15.5%	462	51.2%	54	6.0%	56	6.2%	106	11.8%	84	9.3%	902	100.0%
男性	60	15.8%	279	73.4%	2	0.5%	8	2.1%	0	0.0%	31	8.2%	380	100.0%
女性	78	15.3%	174	34.2%	51	10.0%	47	9.2%	106	20.9%	53	10.4%	509	100.0%

(3) 第2子の出生による変化

区分	子どもはいない		変化なし		育児休業 取得後に 復 帰		転職した		退職した (離職した)		無回答		合 計	
	回答	比率	回答	比率	回答	比率	回答	比率	回答	比率	回答	比率	回答	比率
	197	21.8%	474	52.6%	49	5.4%	37	4.1%	38	4.2%	107	11.9%	902	100.0%
男性	82	21.6%	254	66.8%	2	0.5%	1	0.3%	0	0.0%	41	10.8%	380	100.0%
女性	110	21.6%	214	42.0%	47	9.2%	35	6.9%	38	7.5%	65	12.8%	509	100.0%

第1子の出生及び第2子の出生による変化をみると、ともに「変化なし」が最も多くなっています。

男女別に比較すると、男性では、「退職した（離職した）」の回答はありませんが、女性では、第1子の出生で20.9%、第2子の出生で7.5%となっています。

(3)ー4 社会参画について

〔地域活動と家庭生活、仕事との関係における位置付け〕

区 分	回答数	構成比		男性	女性
		男性	女性		
(1) 家庭生活または地域活動よりも、仕事に専念する	44	31	13	4.9%	2.6%
(2) 家庭生活または地域活動にも携わるが、あくまでも仕事を優先させる	455	227	220	50.5%	43.2%
(3) 家庭生活または地域活動にも仕事と同じように携わる	178	59	118	19.7%	23.2%
(4) 仕事にも携わるが、家庭生活、地域活動を優先させる	85	21	63	9.4%	12.4%
(5) 仕事よりも、家庭生活または地域活動に専念する	19	5	13	2.1%	2.6%
(6) わからない	94	30	62	10.4%	12.2%
無回答	27	7	20	3.0%	3.8%
合 計	902	380	509	100.0%	100.0%

「(2) 家庭生活または地域活動にも携わるが、あくまでも仕事を優先させる」が455人（50.4%）と最も多く、次いで「(3) 家庭生活または地域活動を仕事と同じように携わる」が178人（19.7%）となっています。

男女別に比較すると、男性、女性とも、「(2) 家庭生活または地域活動にも携わるが、あくまでも仕事を優先させる」が最も多く、次いで「(3) 家庭生活または地域活動にも仕事と同じように携わる」となっています。

〔男性が女性とともに家事等に積極的に参加していくために必要なこと（3つまで選択）〕

区 分	回答数	比率
(1) 男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと	385	42.7%
(2) 男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと	89	9.9%
(3) 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること	479	53.1%
(4) 年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること	224	24.8%
(5) 社会の中で、男性の家事、子育て、介護、地域活動についても、その評価を高めること	317	35.1%
(6) 労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること	296	32.8%
(7) 男性が家事、子育て、介護、地域活動に関心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと	141	15.6%
(8) 県や市などの研修等により、男性の家事や子育て、介護等の技能を高めること	66	7.3%
(9) 男性が子育てや介護、地域活動を行うための、仲間（ネットワーク）づくりを進めること	115	12.7%
(10) 家庭や地域活動と仕事の両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口をつくること	84	9.3%
(11) その他	20	2.2%
(12) 特に必要ない	33	3.7%

男性が女性とともに家事等に積極的に参加していくために必要なことをみると、「(3) 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が479人（53.1%）と最も多く、次いで「(1) 男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が385人（42.7%）となっています。

(3)ー5 男女共同参画社会づくりの推進施策について

〔「男女共同参画社会」を形成していくために、行政が力を注ぐべき施策〕

区 分	回答数	比率
(1) 法律や制度などの面での見直しを行う	389	43.1%
(2) 女性を政策決定の場に積極的に登用する	306	33.9%
(3) 各種団体の女性リーダーを養成する	196	21.7%
(4) 職場における男女の均等な取り扱いについて周知徹底を行う	384	42.6%
(5) 女性の就労の機会を増やしたり、従来女性の就労の少なかった分野などへ女性の進出を促進するため、職業教育や職業訓練を充実する	389	43.1%
(6) 保育施設・子育て支援サービス、高齢者や病人の施設、介護サービスなどを充実する	607	67.3%
(7) 学校教育や社会教育等の生涯教育の場で男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する	347	38.5%
(8) 女性の生き方に関する情報提供や交流、相談ができる男女共同参画センターを設置する	129	14.3%
(9) 各国の女性との交流や情報提供など、国際交流を推進する	55	6.1%
(10) 広報誌やパンフレットなどで、男女の平等と相互の理解や協力についてPRする	115	12.7%
(11) 社会慣習やしきたりに関して、見直し等を行うなど意識啓発を積極的に行う	303	33.6%
(12) 気楽に相談できる窓口サービスを充実する	279	30.9%
(13) その他	16	1.8%
(14) 特になし	50	5.5%

男女共同参画社会を形成していくために、行政が力を注ぐべき施策をみると、「(6) 保育施設・子育て支援サービス、高齢者や病人の施設、介護サービスなどを充実する」が607人（67.3%）と最も多く、次いで「(1) 法律や制度などの面での見直しを行う」と「(5) 女性の就労の機会を増やしたり、従来女性の就労の少なかった分野などへ女性の進出を促進するため、職業教育や職業訓練を充実する」が、それぞれ389人（43.1%）となっています。

(3)－6 人権への配慮について

〔DVを身近で見聞きしたり、経験したこと〕

区 分	回答数	比率
(1) 身近な人から相談を受けたことがある	63	7.0%
(2) 身近な人に暴力を受けた当事者がいる	87	9.6%
(3) 医師の治療は必要がない程度の暴力を頻繁ではないが受けたことがある	27	3.0%
(4) 医師の治療は必要がない程度の暴力を頻繁に受けたことがある	11	1.2%
(5) 医師の治療が必要となるほどの暴力を受けたことがある	14	1.6%
(6) 命の危険を感じるほどの暴力を受けたことがある	10	1.1%
(7) 言葉の暴力を受けたことがある	126	14.0%
(8) 生活費を減らされるなどの経済的な暴力を受けたことがある	39	4.3%
(9) 暴力がテレビや新聞などで問題になっていることは知っている	473	52.4%
(10) 暴力を行ったことがある	18	2.0%
(11) 暴力について見聞きしたことはない	218	24.2%
(12) その他	2	0.2%

DVを身近で見聞きしたり、経験したことをみると、「(9) 暴力がテレビや新聞などで問題になっていることは知っている」が473人（52.4%）と最も多く、次いで「(11) 暴力について見聞きしたことはない」が218人（24.2%）となっています。

また、「(4) 医師の治療は必要がない程度の暴力を頻繁に受けたことがある」、「(5) 医師の治療が必要となるほどの暴力を受けたことがある」、「(6) 命の危険を感じるほどの暴力を受けたことがある」、「(7) 言葉の暴力を受けたことがある」、「(8) 生活費を減らされるなどの経済的な暴力を受けたことがある」を合わせた「DVを受けたことがある」は延べ200人（22.2%）となり、「(10) 暴力を行ったことがある」は18人（2.0%）となっています。

3-2 企業実態調査の概要

プラン策定の基礎資料とするため実施した企業実態調査の概要は、次のとおりです。

(1) 企業実態調査の設定

- | | | |
|---|--------------------------------|------------------------|
| ① | 対象事業所数 | 200事業所 |
| ② | 調査対象 | 市内企業 |
| ③ | 調査方法 | 郵送配布・郵送返送による郵送調査 |
| ④ | 調査期間 | 平成28年7月16日（土）～8月19日（金） |
| ⑤ | 調査内容 | |
| | 1) 事業所の業種ほか従業員の概要について | （3問） |
| | 2) 女性の管理職について | （2問） |
| | 3) 能力向上のための研修について | （2問） |
| | 4) 次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画について | （1問） |
| | 5) 育児休業と利用状況について | （4問） |
| | 6) 介護休業と利用状況について | （3問） |
| | 7) セクハラに対する取組について | （3問） |
| | 8) 女性の活用・参画について | （7問） |
| | 9) 短時間労働者への対応について | （2問） |
| | 10) 地域・社会貢献について | （3問） |
| | 11) 仕事と家庭の両立支援施策 | （13問） |
| | 12) 独自の取組、取組に対する意見【記述】 | （2問） |

(2) 企業実態調査の回収結果

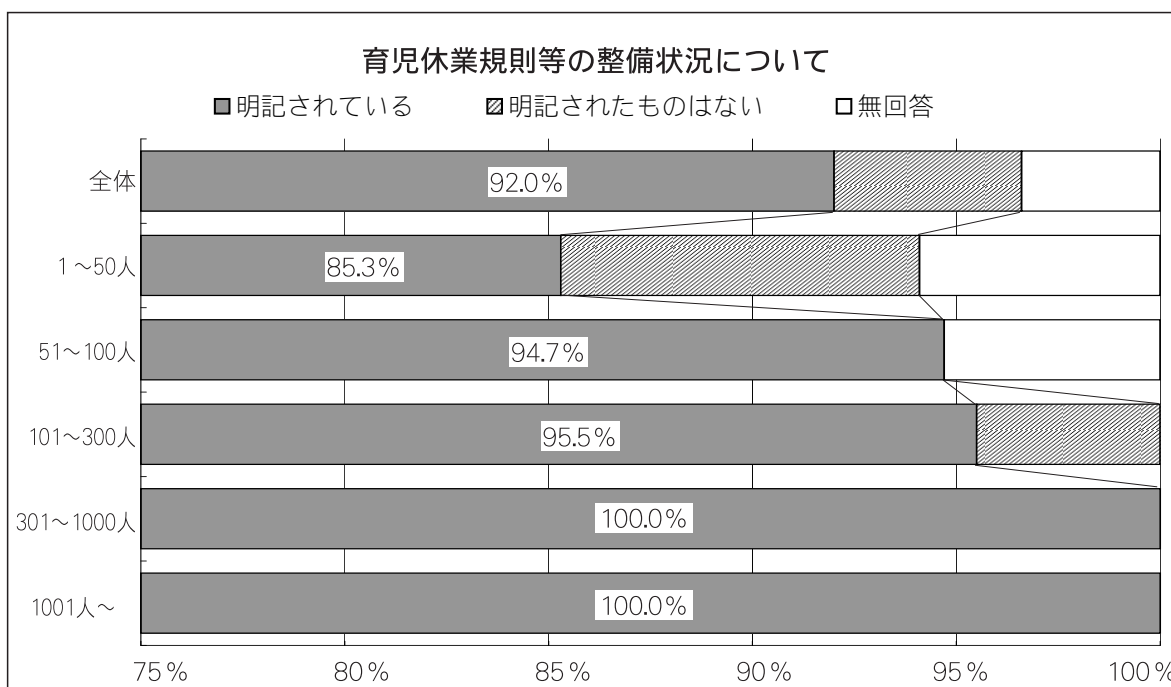
標 本 数	回 収 数 (回 収 率)	回 収 率	
		有 効	無 効
200 (100.0%)	88 (44.0%)	88 (44.0%)	0 (0.0%)

(3) 企業実態調査の結果（概要）

(3)ー1 育児休業の整備状況と利用状況について

① 育児休業規則等の整備状況

	就業規則等に明記している		明記されたものはない		無回答		合 計	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
合 計	81	92.0%	4	4.6%	3	3.4%	88	100.0%
1～ 50人	29	85.3%	3	8.8%	2	5.9%	34	100.0%
51～ 100人	18	94.7%	0	0.0%	1	5.3%	19	100.0%
101～ 300人	21	95.5%	1	4.5%	0	0.0%	22	100.0%
301～1000人	11	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	11	100.0%
1001人～	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	100.0%

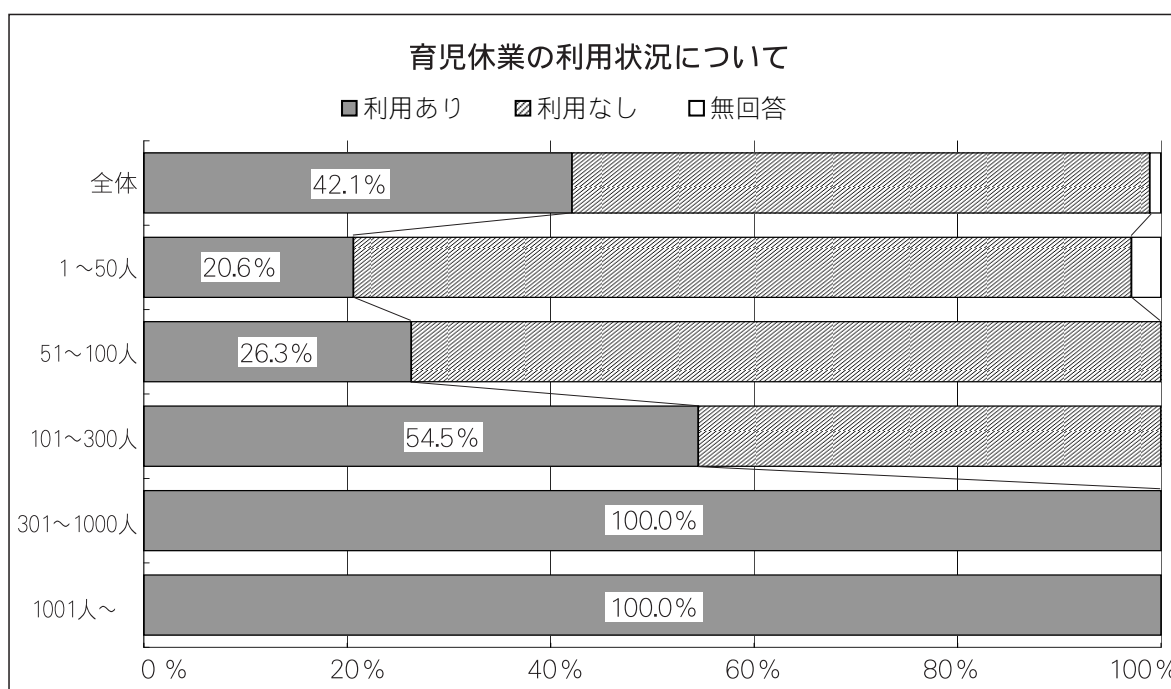


育児休業規則等の整備状況をみると、「就業規則等に明記している」が81事業所（92.0%）、「明記されたものはない」が4事業所（4.5%）となっており、大多数の企業で、就業規則に明記されています。

雇用者数別の「301～1000人」と「1001人～」では、全ての事業所が「就業規則等に明記している」となっています。

② 過去1年間の従業員の育児休業利用状況

	利用者あり		利用者なし		無回答		合 計	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
合 計	37	42.1%	50	56.8%	1	1.1%	88	100.0%
1～ 50人	7	20.6%	26	76.5%	1	2.9%	34	100.0%
51～ 100人	5	26.3%	14	73.7%	0	0.0%	19	100.0%
101～ 300人	12	54.5%	10	45.5%	0	0.0%	22	100.0%
301～1000人	11	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	11	100.0%
1001人～	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	100.0%



過去1年間の従業員の育児休業利用状況をみると、「利用者あり」が37事業所 (42.1%)、「利用者なし」が50事業所 (56.8%) となっています。

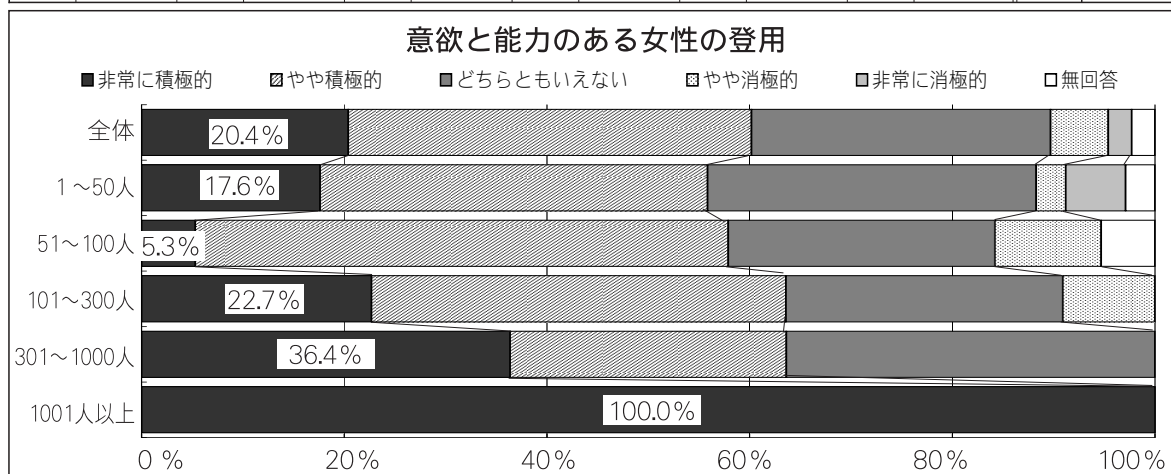
雇用者数別の区分が大きくなると、「利用者あり」の割合が高くなっており、雇用者数別の「301～1000人」と「1001人～」では、全ての事業所が「利用者あり」となっています。

「利用者なし」事業所の雇用者数別をみると、「1～50人」では26事業所 (76.5%)、「51～100人」では14事業所 (73.7%) となっており、割合が高くなっています。

(3)ー2 女性の能力活用・参画について（事業所の姿勢や現状についての自己評価）

① 意欲と能力がある女性を積極的に採用している

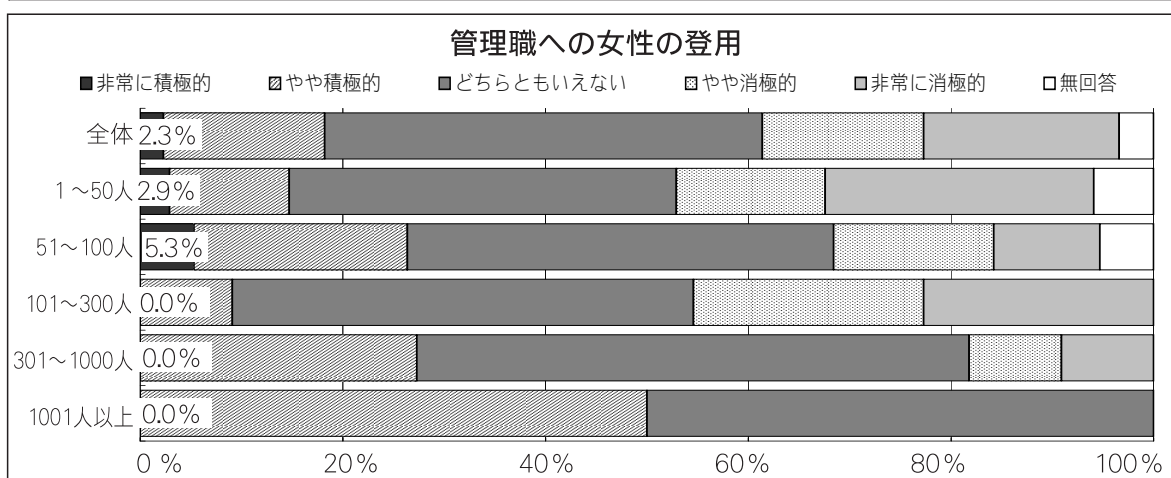
非常に積極的		やや積極的		どちらともいえない		やや消極的		非常に消極的		無回答		合 計	
回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
18	20.4%	35	39.8%	26	29.5%	5	5.7%	2	2.3%	2	2.3%	88	100.0%



性別にとらわれずに意欲と能力がある女性を積極的に採用しているかをみると、「やや積極的」が35事業所（39.8%）で最も多く、「非常に積極的」と合わせると、積極的な企業が半数を超えています。

② 女性を管理職へ積極的に登用している

非常に積極的		やや積極的		どちらともいえない		やや消極的		非常に消極的		無回答		合 計	
回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
2	2.3%	14	15.9%	38	43.2%	14	15.9%	17	19.3%	3	3.4%	88	100.0%

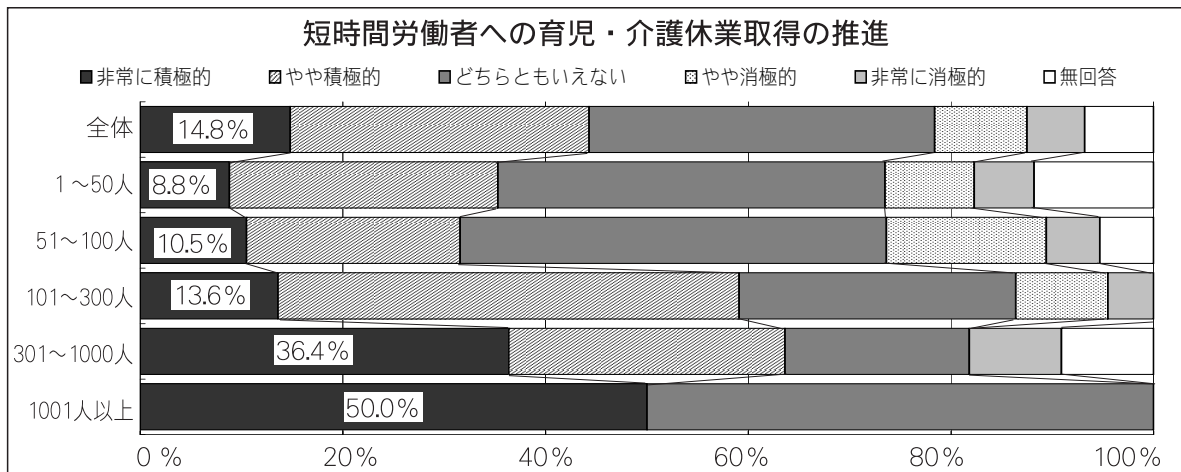


女性を管理職へ積極的に登用しているかをみると、「どちらともいえない」が38事業所（43.2%）で最も多く、次いで「非常に消極的」が17事業所（19.3%）となっています。

(3)ー3 短時間労働者に対する対応について

① 短時間労働者等に対して育児・介護休業の取得を推進している

非常に積極的		やや積極的		どちらとも いえない		やや消極的		非常に消極的		無回答		合 計	
回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
13	14.8%	26	29.5%	30	34.1%	8	9.1%	5	5.7%	6	6.8%	88	100.0%

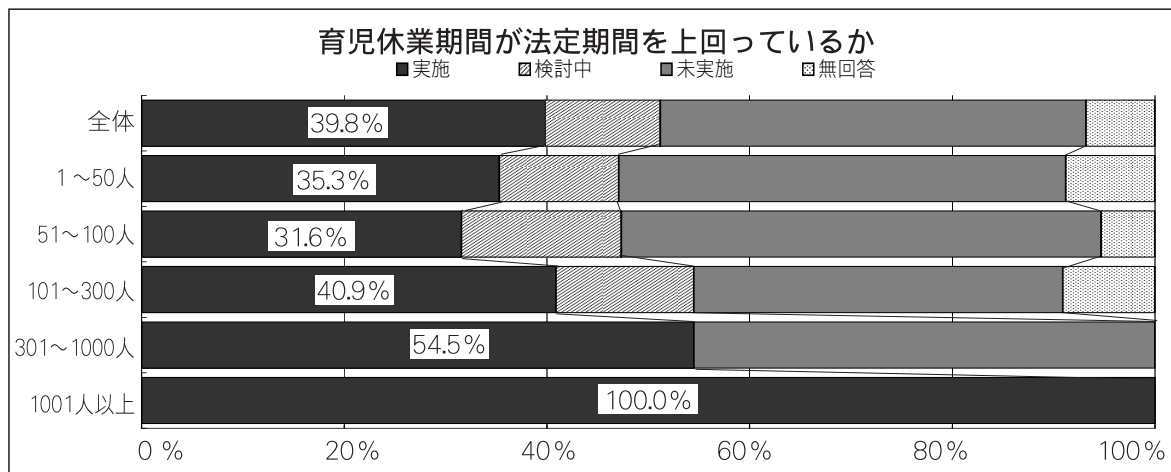


短時間労働者等に対して育児・介護休業の取得を推進しているかをみると、「どちらともいえない」が30事業所（34.1%）で最も多く、次いで「やや積極的」が26事業所（29.5%）、「非常に積極的」が13事業所（14.8%）となっています。

(3)ー4 仕事と家庭の両立支援策施策について

- ① 育児休業期間が法定期間（原則として子が1歳に達するまでの連続した期間）より上回っている。

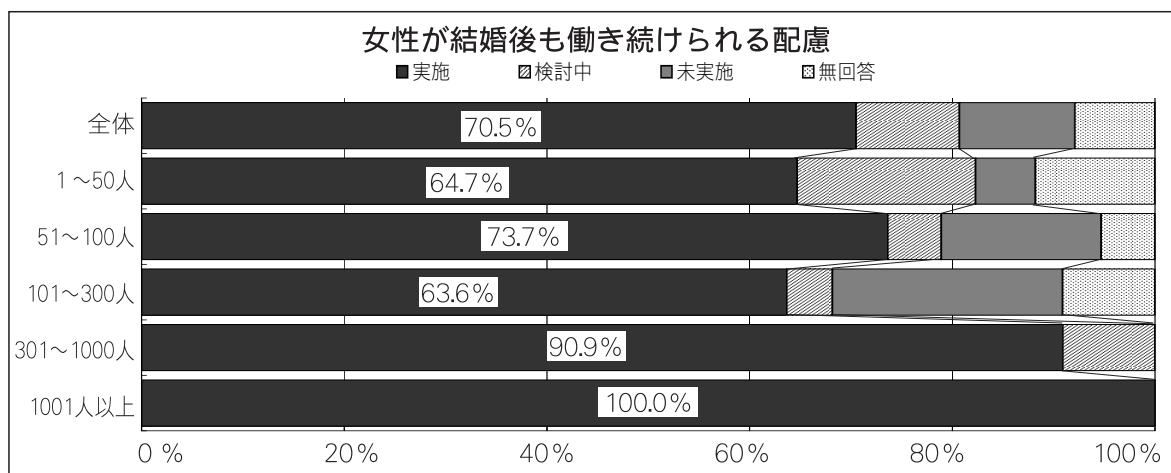
実施		検討中		未実施		無回答		合 計	
回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
35	39.8%	10	11.4%	37	42.0%	6	6.8%	88	100.0%



育児休業期間が法定期間より上回っているかをみると、「実施」が35事業所（39.8%）、「未実施」が37事業所（42.0%）となっています。

- ② 女性が結婚後も働き続けられるよう配慮している

実施		検討中		未実施		無回答		合 計	
回答数	回答数	回答数	構成比	構成比	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
62	70.5%	9	10.2%	10	11.4%	7	7.9%	88	100.0%



女性が結婚後も働き続けられるよう配慮しているかをみると、「実施」が62事業所（70.5%）、「未実施」が10事業所（11.4%）となっています。

3-3 高校生意識調査の概要

プラン策定の基礎資料とするため実施した高校生意識調査の概要は、次のとおりです。

(1) 高校生意識調査の調査設定

- ① 対象校数 市内の高等学校3校
- ② 調査対象 第2学年
- ③ 調査方法 直接配布・直接回収

(2) 高校生意識調査の回収結果

回 収 数 (回収率)	男 子	女 子	不 明
345 (100.0%)	143 (41.4%)	201 (58.3%)	1 (0.3%)

(3) 高校生アンケート調査の結果（概要）

- ① 学校生活の中で男女の差別を感じることはありますか。

区 分	回答数	構成比
(1) 感じることもある	14	4.0%
(2) 時々感じる	67	19.4%
(3) あまり感じない	211	61.2%
(4) 感じない	49	14.2%
無回答	4	1.2%
合 計	345	100.0%

「学校生活の中で男女の差別を感じることはあるか」をみると、「(3) あまり感じない」が211人（61.2%）で最も多く、次いで「(2) 時々感じる」が67人（19.4%）となっています。

「(3) あまり感じない」と「(4) 感じない」を合わせると260人（75.4%）となり、「(1) 感じることもある」と「(2) 時々感じる」を合わせた81人（23.4%）を大きく上回っています。

② 「男性は仕事、女性は家庭を守るべき」という考え方をあなたはどのように思いますか。

区 分	回答数	構成比
(1) 賛成	10	3.0%
(2) どちらかといえば賛成	69	20.0%
(3) どちらかといえば反対	94	27.2%
(4) 反対	47	13.6%
(5) わからない	119	34.5%
無回答	6	1.7%
合 計	345	100.0%

「男性は仕事、女性は家庭を守るべき」という考え方をどう思うか」をみると、「(5) わからない」が119人（34.5%）で最も多く、次いで「(3) どちらかといえば反対」が94人（27.2%）、「(2) どちらかといえば賛成」が69人（20.0%）となっています。

「(3) どちらかといえば反対」と「(4) 反対」を合わせると141人（40.8%）となり、「(1) 賛成」と「(2) どちらかと言えば賛成」を合わせた79人（23.0%）を上回っています。

③ 女性が仕事に就くことについて、あなたはどのように考えますか。

区 分	回答数	構成比
(1) 結婚や出産にかかわらず、ずっと仕事を続けるのが良い	108	31.3%
(2) 結婚するまでは仕事をして、結婚したら辞めるのが良い	19	5.5%
(3) 子どもができるまでは仕事を続けるのが良い	38	11.0%
(4) 子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再就職するのが良い	134	38.8%
(5) 女性は仕事に就かない方が良い	0	0.0%
(6) わからない	41	11.9%
無回答	5	1.5%
合 計	345	100.0%

「女性が仕事に就くことについて、どう考えるか」をみると、「(4) 子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再就職するのが良い」が134人（38.8%）と最も多く、次いで「(1) 結婚や出産にかかわらず、ずっと仕事を続けるのが良い」が108人（31.3%）となっています。

④ 「男女共同参画社会」という言葉を知っていましたか。

区 分	回答数	構成比
(1) 知っていた	203	58.8%
(2) 聞いたことがあったが意味はわからなかった	113	32.8%
(3) わからない	23	6.7%
無回答	6	1.7%
合 計	345	100.0%

「男女共同参画社会という言葉を知っていたか」をみると、「(1) 知っていた」が203人（58.8%）で最も多く、次いで「(2) 聞いたことがあったが意味はわからなかった」が113人（32.8%）となっています。

3-4 中学生意識調査の概要

プラン策定の基礎資料とするため実施した中学生意識調査の概要は、次のとおりです。

(1) 中学生アンケート調査の設定

- ① 対象校数 市内の中学校1校
- ② 調査対象 第2学年
- ③ 調査方法 直接配布・直接回収

(2) 中学生アンケート調査の回収結果

回 収 数 (回 収 率)	男 子	女 子
233 (100.0%)	102 (43.8%)	131 (56.2%)

(3) 中学生アンケート調査の結果（概要）

- ① 学校生活の中で男女の差別を感じることはありますか

区 分	回答数	構成比
(1) 感じることもある	17	7.3%
(2) 時々感じる	46	19.7%
(3) あまり感じない	109	46.8%
(4) 感じない	61	26.2%
無回答	0	0.0%
合 計	233	100.0%

「学校生活の中で男女の差別を感じることはあるか」をみると、「(3) あまり感じない」が109人（46.8%）で最も多く、次いで「(4) 感じない」が61人（26.2%）となっています。

「(3) あまり感じない」と「(4) 感じない」を合わせると170人（73.0%）となり、「(1) 感じることもある」と「(2) 時々感じる」を合わせた63人（27.0%）を大きく上回っています。

② 「男性は仕事、女性は家庭を守るべき」という考え方をあなたはどのように思いますか。

区 分	回答数	構成比
(1) 賛成	13	5.6%
(2) どちらかといえば賛成	45	19.3%
(3) どちらかといえば反対	46	19.8%
(4) 反対	39	16.7%
(5) わからない	89	38.2%
無回答	1	0.4%
合 計	233	100.0%

「男性は仕事、女性は家庭を守るべき」という考え方をどう思うかをみると、「(5) わからない」が89人（38.2%）で最も多く、次いで「(3) どちらかといえば反対」が46人（19.8%）、「(2) どちらかといえば賛成」が45人（19.3%）となっています。

「(3) どちらかといえば反対」と「(4) 反対」を合わせると85人（36.4%）となり、「(1) 賛成」と「(2) どちらかといえば賛成」を合わせた58人（24.9%）を上回っています。

③ 女性が仕事に就くことについて、あなたはどのように考えますか。

区 分	回答数	構成比
(1) 結婚や出産にかかわらず、ずっと仕事を続けるのが良い	46	19.7%
(2) 結婚するまでは仕事をして、結婚したら辞めるのが良い	13	5.6%
(3) 子どもができるまでは仕事を続けるのが良い	36	15.5%
(4) 子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再就職するのが良い	92	39.5%
(5) 女性は仕事に就かない方が良い	3	1.3%
(6) わからない	40	17.1%
無回答	3	1.3%
合 計	233	100.0%

「女性が仕事に就くことについて、どう考えるか」をみると、「(4) 子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再就職するのが良い」が92人（39.5%）と最も多く、次いで「(1) 結婚や出産にかかわらず、ずっと仕事を続けるのが良い」が46人（19.7%）となっています。

④ 「男女共同参画社会」という言葉を知っていましたか。

区 分	回答数	構成比
(1) 知っていた	5	2.2%
(2) 聞いたことがあったが意味はわからなかった	35	15.0%
(3) わからない	190	81.5%
無回答	3	1.3%
合 計	233	100.0%

「男女共同参画社会という言葉を知っていたか」をみると、「(3) わからない」が190人（81.5%）で最も多く、次いで「(2) 聞いたことがあったが意味はわからなかった」が35人（15.0%）となっています。

第3章 プランの基本的な考え方と重点目標

1 プランのめざす姿

「第3次大垣市男女共同参画プラン」では、一人ひとりが個々に社会参画する視点から、「めざす姿」を、「一人ひとりが輝き、ともに参画する社会」としていましたが、これを更に進め、本プランでは、市民総参加により男女共同参画社会を創る視点とし、「めざす姿」を、「みんなで創る 男女共同参画都市」とします。

2 プランの構成

「第3次大垣市男女共同参画プラン」では、4つの基本目標を定めるとともに、それぞれの目標ごとに基本施策と、施策の具体化すべき方向性・方針を明らかにし取組を進めてきましたが、男女共同参画の視点から取り組むべき分野は広範にわたるため、これまでの取組を継続しつつ発展させ、より一層、効率的に取り組んでいくことが必要です。

そのため、本プランでは、「めざす姿」の実現に向け、計画期間の5年間で特に優先的・重点的に取り組む部分を重点目標として設定することで、総合的かつ着実な計画の推進を目指します。

3 プランの目標指標及び目標値

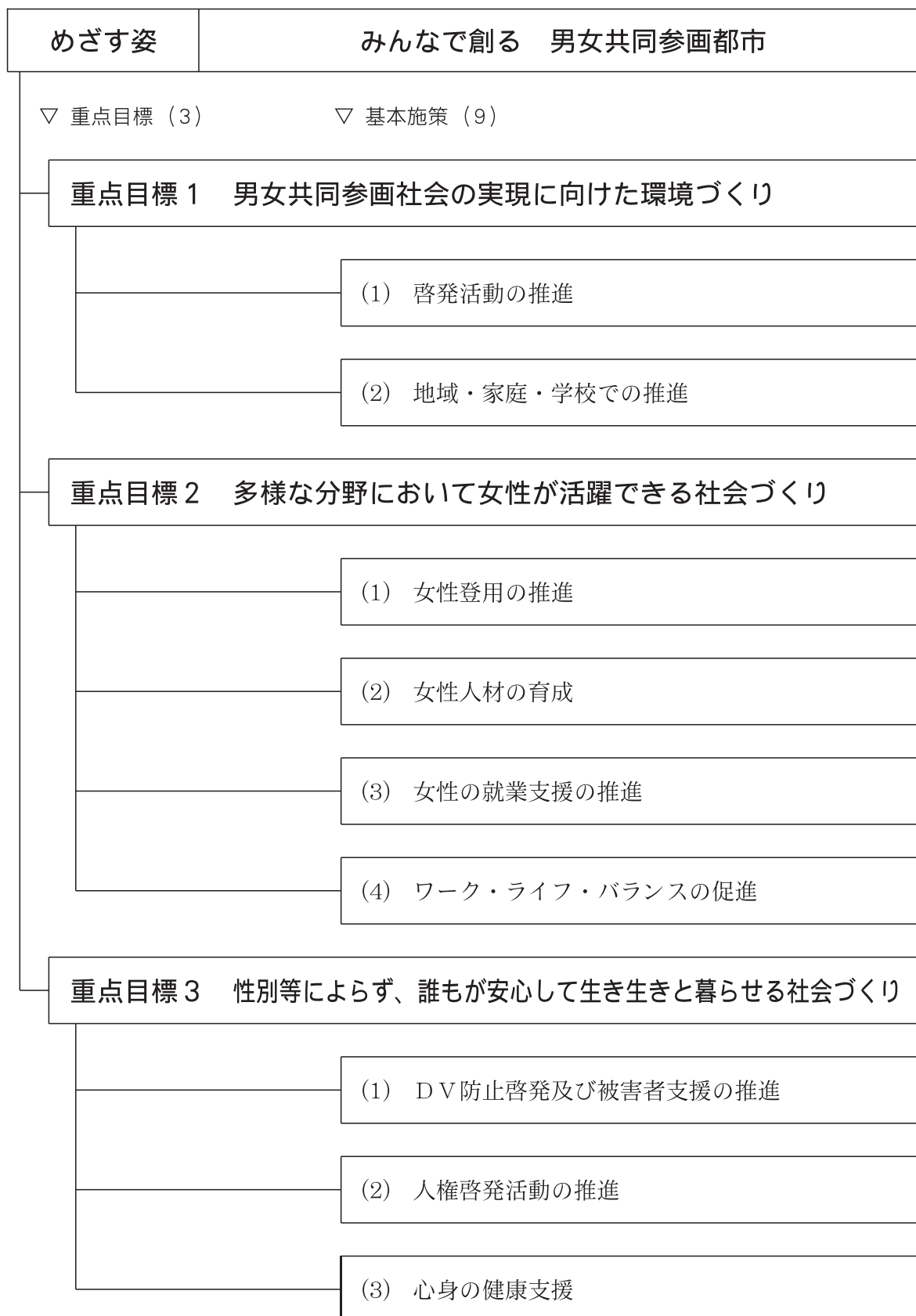
プランでは、取組の成果を測るための目標指標を設定し、プランの進捗状況を把握するとともに、効率的な推進を図ることが必要であり、本市の最上位計画である「大垣市未来ビジョン」においては、男女共同参画施策としての目標指標が設定されています。

〔大垣市未来ビジョン第1期基本計画 目標指標及び目標値〕

目標指標名	基準値 (H28)	目標値 (H34)
男女共同参画が進んでいると感じている人の割合	—	80.0%

なお、本プランにおいては、特に優先的・重点的に取り組む部分として設定する重点目標ごとに目標指標を設定します。

4 プランの施策体系



5 プランの重点目標

重点目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

1 現状と課題

- (1) 市民意識調査では、男女の平等について「社会全体」として「平等だ」と感じている人は14.0%で、男女平等な社会であるとは、いまだ言えない状況です。

男女平等を進める取組については、様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること、いわゆる性別役割分担意識の解消が最も重要であると考えられます。

このため、今後も固定的な性別役割分担意識の解消に努めるため、地域や家庭、職場、学校等、あらゆる場面において、引き続き、男女共同参画の意識啓発を推進することが必要です。

- (2) 地域活動や家庭生活と仕事の位置付けについて、市民意識調査では「地域活動や家庭生活よりも仕事を優先させる」とする回答が半数を超え、特に男性は67.9%が仕事に重点を置いています。

一方で、「男性も家事・育児に積極的に参加すべきである」との考え方について、「賛成」「どちらかと言えば賛成」を合わせた回答は、89.2%となっています。

仕事は暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらしますが、同時に、家事、育児、地域との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことのできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。

このため、誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進することが重要です。

とりわけ、男性については、長時間労働の抑制と働き方の見直しにより、家事、育児、介護等の家庭生活や地域活動への参画を促進する必要があります。

- (3) 学校教育の場面では「平等」と感じている人が62.5%となっており、他の場面に比べて最も平等と感じられています。前回調査に比べ7.9ポイント減少しています。

また、高校生及び中学生意識調査の結果では、「男性は仕事、女性は家庭を守るべき」という固定的な性別役割分担意識へ「反対」する意見が「賛成」する意見を上回っているものの、「わからない」との意見が最も多く、引き続き、学校教育の場での意識啓発が必要です。

2 施策の方向

- (1) 男女共同参画社会を実現するうえで、大きな障害の一つとなっている固定的な性別役割分担意識の解消等に向けた啓発活動を推進します。
- (2) 地域活動における男女共同参画を進める取組を支援するとともに、男性の長時間労働の抑制やワーク・ライフ・バランスの促進により、家庭における男性の家事や育児への参画を促進します。

また、次代を担う世代に対する働きかけとして、学校教育の場における男女平等教育等の推進を図ります。

3 基本施策及び主な取組

(1) 啓発活動の推進

市民・事業者が男女共同参画の必要性について理解を深め、固定的な性別役割分担意識に基づく慣習の見直し等につながるよう、男女共同参画センターを中心に男女共同参画に関する情報の提供、啓発活動を展開します。

また、男女共同参画を推進する活動を表彰することにより、市民・事業者の意識の高揚を図るとともに、実践活動を促進します。

主な取組	担当所属
・ 男女共同参画に関わる各種調査、統計資料等の収集及び提供	男女共同参画推進室
・ 啓発イベント、セミナーの開催	男女共同参画推進室
・ 取組が顕著な事業所、団体等の表彰	男女共同参画推進室

(2) 地域・家庭・学校での推進

地域活動における男女共同参画を推進する取組を支援するとともに、ワーク・ライフ・バランスの促進により、家庭における男性の家事や育児への参加を促進します。

また、次代を担う子どもたちに対し、学校教育において、男女平等の視点に立った教育や性別にとらわれない教育を推進します。

主な取組	担当所属
・ 地域活動における男女共同参画を推進する取組への支援	男女共同参画推進室
・ ワーク・ライフ・バランスに関する啓発及びセミナーの開催	男女共同参画推進室 商 工 観 光 課
・ 男性の家事、育児への参加促進	男女共同参画推進室 子 育 て 支 援 課 子育て総合支援センター
・ 男女平等教育の推進	学 校 教 育 課

4 目標指標及び目標値

目標指標名	基準値(H28)	目標値(H34)
慣習・しきたりにおいて男女が平等だと感じる人の割合(%)	14.8%	30.0%
男女共同参画センター利用者数(人)	—	3,000人

重点目標2 多様な分野において女性が活躍できる社会づくり

1 現状と課題

- (1) 本市では、政策・方針決定の過程において女性の参画が図られるよう、リーダーとなる女性の人材育成や参画の意識を高める取組を進めてきました。

しかし、市審議会等の女性委員の割合は平成29年4月現在で38.9%であり、国の目標（2020年までに30%）は既に達成しているものの、第3次プラン(計画期間：平成25～29年度)において目標とした40.0%は達成できていません。

今後も、市審議会等委員への女性の登用を進めるとともに、女性の人材育成に努める必要があります。

- (2) 平成27年に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」は、働く場面において女性がその個性と能力を十分に発揮し、活躍することにより豊かで活力ある社会を実現することを目的としています。

企業実態調査では、女性の能力活用・参画について、意欲と能力がある女性を積極的に採用しているとする企業が半数を超えていますが、女性を管理職へ積極的に登用しているとする企業は18.2%にとどまっています。

- (3) 平成27年国勢調査によると、本市の15～64歳の生産年齢の女性の66.8%が何らかのかたちで就労しています。

しかし、市民意識調査においては、結婚、子の出生（第1子、第2子）といったライフ・イベントを機に離職した女性が、それぞれ34.4%、20.9%、7.5%となっています。

また、「子どもができれば仕事をやめ、大きくなったら再び仕事に就く方がよい」とする回答が37.7%で最も多くなっています。

こうしたことから、多くの女性が結婚、子育てのために一旦離職し、その後、再び仕事に就いていることが推測されます。

一方、「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」とする人は31.7%であり、働き続けたいとする回答も多くあります。

このため、再就職を希望する女性への支援とともに、仕事を継続できるような支援を行っていく必要があります。

また、将来、就業することとなる生徒・学生の職業意識の醸成や多様な職業選択が可能となるような情報提供を行う必要があります。

2 施策の方向

- (1) 社会の多様な分野における男女共同参画を促進するため、政策・方針決定過程へのさらなる女性の参画を推進するとともに、人材育成及び活用を図ります。
- (2) 男女ともに子育て、介護等をしながら仕事を継続することができるよう、良質な行政サービスを提供するとともに、ワーク・ライフ・バランスの促進を図ります。
- (3) 結婚、出産等のライフ・イベントにより離職した女性の再就職を支援するため、関係団体等と連携し、情報提供に努めるとともに、相談体制の充実に努めます。
- (4) 女性が職業生活において十分能力を発揮することができるよう、キャリア相談やキャリアアップセミナー等を実施します。また、次代を担う若者に対してキャリア教育等を通して、多様な職業選択が可能となるような情報提供を行います。

3 基本施策及び主な取組

(1) 女性登用の推進

政策・方針決定過程に更なる女性の参画が図られるよう、市審議会等委員への女性登用や、市女性職員のエンパワーメントを図るとともに管理職への登用を進めます。

主な取組	担当所属
・ 市審議会等委員への登用推進	男女共同参画推進室
・ 人材リストの作成及び活用	男女共同参画推進室
・ 市女性職員のエンパワーメント及び管理職への登用	人事課

※ 用語解説

- ・ **ライフ・イベント**：就学、就職、結婚、出産など、人生における大きな出来事
- ・ **キャリア相談**：キャリアコンサルタントが、就職、ワーク・ライフ・バランス、職場での人間関係、キャリア・アップなど、仕事に関する悩み全般に対応する相談
- ・ **キャリア教育**：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育
- ・ **エンパワーメント**：組織の構成員一人ひとりが「力をつける」こと

(2) 女性人材の育成

女性の多様な分野における活動への参画を促進するため、女性団体等の活動支援や協働を図るとともに、女性を対象とした市政に関するセミナー等を実施し、女性人材の育成を図ります。

主な取組	担当所属
・ 女性団体等の活動支援及び協働	男女共同参画推進室
・ 女性を対象とした市政に関するセミナー等の開催及び講師派遣	男女共同参画推進室 市民活動推進課

(3) 女性の就業支援の推進

子育て支援や介護サービスの提供により、女性の就労継続を支援するとともに、関係機関との連携等により再就職への支援を行います。

また、職業生活全般に関わるキャリア相談やセミナーを実施します。

さらに、学校教育におけるキャリア教育を推進するとともに、若年層を対象に職業生活に関する情報提供を行います。

主な取組	担当所属
・ 子育て支援サービスの提供	子育て支援課 子育て総合支援センター 社会教育スポーツ課
・ 介護サービスの提供	高齢介護課
・ キャリア相談の実施	男女共同参画推進室
・ 関係機関と連携した就職相談の実施	商工観光課
・ キャリアアップセミナー等の開催	男女共同参画推進室 商工観光課
・ キャリア教育の推進	学校教育課

(4) ワーク・ライフ・バランスの促進

ワーク・ライフ・バランスの考え方が浸透し、男女ともに、仕事と家庭生活や地域活動、自己啓発などの仕事以外の生活を両立しやすい職場環境づくりが進むよう、市民及び事業所等に対する啓発を行います。

主な取組	担当所属
・ ワーク・ライフ・バランスに関する啓発及びセミナーの開催（再掲）	男女共同参画推進室 商 工 観 光 課
・ 取組が顕著な事業所、団体等の表彰（再掲）	男女共同参画推進室

4 目標指標及び目標値

目標指標名	基準値(H28)	目標値(H34)
市審議会等委員への女性登用率（％）	38.7％	40.0％
ワーク・ライフ・バランスの認知度（％）	22.4％	40.0％
取組が顕著な事業所等の計画期間内での延認定・表彰等数	17事業所等	20事業所等

重点目標3 性別等によらず、誰もが安心して生き生きと暮らせる社会づくり

1 現状と課題

- (1) DVは重大な人権侵害であり、いかなる場合であっても決して許される行為ではありません。

しかし、市民意識調査の結果では、「暴力を受けたことがある」との回答が、言葉の暴力や経済的な暴力を含めると25.2%となっています。

一方で、「身近な人から相談を受けたことがある」と「身近な人に暴力を受けた当事者がいる」を合わせた回答は16.6%であり、DVが潜在化している可能性があります。

- (2) 性別に関わらず、誰もがその個性と人権を尊重されることが求められています。

このため、意識啓発を推進し、性別等に基づく人権侵害の解消を進めることが必要です。

- (3) 男女には身体的性差があり、それぞれの性に配慮する必要がありますが、近年、マタニティハラスメントなどの新たな問題も発生しており、様々な問題を抱えて悩んでいる人も少なくありません。

こうした中、互いの性差を理解し、思いやりを持つことが重要です。また、男女ともにそのライフステージの変化に合わせた健康支援が必要です。

2 施策の方向

- (1) DVの防止及び根絶に向けて、DVについて正しく認識するための啓発や情報提供を行い、DV防止意識の醸成に努めるとともに、DV被害者等に対する相談窓口の周知、関係機関等の連携による被害者の支援を行います。

- (2) 性別等に関わらず人権が尊重されること、男女が平等であることが生活の中に定着するよう、引き続き、意識啓発を推進します。

- (3) 女性が抱える様々な悩み等への相談及び窓口の周知を図ります。

また、男女がお互いの性を理解するとともに、自分自身について、そのライフステージに応じた健康の保持・増進を図ることができるよう支援します。

※ 用語解説

- ・DV：ドメスティック・バイオレンスの略、夫婦や恋人等、婚姻の有無を問わず、親密な関係にあるパートナーから振るわれる暴力
- ・マタニティハラスメント：妊娠・出産した女性に対する職場でのいじめ、嫌がらせ

3 基本施策及び主な取組

(1) DV防止啓発及び被害者支援の推進

重大な人権侵害であるDVの防止に向けた啓発を推進するとともに、広く市民に対して相談窓口の周知を図ります。

また、関係部署、関係機関との連携を図り、被害者の支援を行います。

主な取組	担当所属
・ DV防止に向けた啓発、広報及び相談窓口の周知	男女共同参画推進室
・ デートDV防止に向けた啓発	男女共同参画推進室 学 校 教 育 課
・ 関係部署及び関係機関との連携	男女共同参画推進室 社 会 福 祉 課 窓 口 サ ー ビ ス 課 子 育 て 支 援 課 子育て総合支援センター
・ DVへの相談対応及び保護等による被害者への支援	社 会 福 祉 課

(2) 人権啓発活動の推進

性別等による人権侵害を防止するため、学習機会を提供するとともに啓発を推進します。

主な取組	担当所属
・ 人権学習及び講座の開催	社会教育スポーツ課
・ 啓発誌等の発行	人 権 擁 護 推 進 室

(3) 心身の健康支援

悩みや不安を抱える女性への相談に対応するとともに、相談窓口の周知を図ります。

また、男女がお互いの性を理解するとともに、自分自身について、そのライフステージに応じた健康の保持・増進を図ることができるよう学習機会を提供します。

主な取組	担当所属
・ 悩み等を抱える女性への相談対応及び相談窓口の周知	男女共同参画推進室
・ 各種健康講座の実施	保 健 セ ン タ ー

4 目標指標及び目標値

目標指標名	基準値(H28)	目標値(H34)
D V防止法の認知度 (%)	52.7%	70.0%
女性相談関係窓口の認知度 (%)	—	50.0%

※ 用語解説

- ・DV防止法：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の略、配偶者や恋人からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律

第4章 プランの推進体制と役割分担

1 推進体制

「めざす姿」の実現に向け、本プランを実行性のあるものとしていくため、次の体制のもとにプランを推進していきます。

(1) 大垣市男女共同参画推進審議会

「大垣市男女共同参画推進条例」第19条の規定に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため設置されている「大垣市男女共同参画推進審議会」には、毎年度プランの進捗状況等を報告し、適切かつ効果的な提言をいただきます。

(2) 大垣市男女共同参画プラン行政推進委員会

本市における男女共同参画社会の実現に向けての施策について、総合的かつ効率的な推進を図るため、庁内組織として設置されている「大垣市男女共同参画プラン行政推進委員会」には、毎年度プランの進捗状況等を報告し、必要に応じて横断的な検討・調整を行い、施策の展開を図ります。

2 推進拠点（大垣市男女共同参画センター）

「大垣市男女共同参画センター（ハートリンクおおがき）」を男女共同参画の推進に関する取組を支援する活動拠点として、男女共同参画社会に関する情報発信や研修事業、相談機能について、一層の充実を図ります。

3 関係団体等との連携

地域全体で取組を進めていく必要があるため、男女共同参画推進団体等をはじめとする関係団体や関係行政機関等と連携してプランの推進を図ります。

4 役割分担

市民、事業者、市それぞれが男女共同参画についての理解を深め、主体的に取り組むとともに、それぞれが役割を果たしながら、互いに連携・協働して取り組むことが重要です。

(1) 市民の責務

- ・ 市民は、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- ・ 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(2) 事業者の責務

- ・ 事業者は、その事業活動に関し、男女共同参画の推進を阻害する要因の解消及び男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に努めなければならない。
- ・ 事業者は、男女が事業活動と家庭生活及び地域における活動を両立できるよう環境の整備に努めなければならない。
- ・ 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(3) 市の責務

- ・ 市は、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。
- ・ 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- ・ 市は、男女共同参画の推進にあたり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携に努めなければならない。

資料編

1 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日 法律第78号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
(都道府県男女共同参画計画等)
- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(施策の策定等に当たっての配慮)
- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
(国民の理解を深めるための措置)
- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
(苦情の処理等)
- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
(調査研究)
- 第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
(国際的協調のための措置)
- 第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)
- 第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 （平成11年6月23日法律第78号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）

第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成11年7月16日法律第102号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日
(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会
(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日 法律第64号）

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 基本方針等（第5条・第6条）
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
 - 第2節 一般事業主行動計画（第8条—第14条）
 - 第3節 特定事業主行動計画（第15条）
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第16条・第17条）
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第18条—第25条）
- 第5章 雑則（第26条—第28条）
- 第6章 罰則（第29条—第34条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念のっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本

原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣

の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情

報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
 - (2) 学識経験者
 - (3) その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- （秘密保持義務）
- 第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- （協議会の定める事項）
- 第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

- （報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）
- 第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。
- （権限の委任）
- 第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。
- （政令への委任）
- 第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

- 第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- (1) 第18条第4項の規定に違反した者
 - (2) 第24条の規定に違反した者
- 第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
- (1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
 - (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
 - (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者
- 第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
- (1) 第10条第2項の規定に違反した者
 - (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第5条 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）の一部を次のように改正する。

別表第1第20号の26の次に次の一号を加える。

20の27 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

(内閣府設置法の一部改正)

第6条 内閣府設置法（平成11年法律第89号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項の表に次のように加える。

平成38年3月31日

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第5条第1項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日 法律第31号)

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条）

第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）

第4章 保護命令（第10条—第22条）

第5章 雑則（第23条—第28条）

第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

（定義）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5

項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- (3) 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する

- る制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第3号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- (1) 面会を要求すること。
 - (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いといと認めるに足りる申立ての時の事情
 - (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
 - (4) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いといと認めるに足りる申立ての時の事情
 - (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員

に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

（第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て）

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる

事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

(4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

(1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

(2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第6章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成16年法律第64号〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成19年法律第113号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

4 大垣市男女共同参画推進条例（平成15年3月28日 条例第1号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 基本的施策等（第10条—第18条）

第3章 男女共同参画推進審議会（第19条—第23条）

第4章 雑則（第24条）

附則

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組みが、国際社会における取組みとも連動しつつ、着実に進められてきました。また、男女共同参画社会基本法において男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付けています。

大垣市では、平成6年9月に人権を尊重する都市宣言を行うなど、これまで人権問題について積極的に取り組んできました。また、平成12年3月には、「大垣市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めています。

しかし、男女の役割を固定的にとらえる意識が根強く浸透しており、真の男女平等の達成には、まだ多くの課題が残されています。一方、急速に進む少子高齢化、国際化、情報化の進展、女性の社会進出等、社会環境の急激な変化への対応も求められています。

このような状況から、男女を問わず一人ひとりの人権が尊重されて、個性と能力が十分に発揮され、誰もが家庭、学校、地域、職場など社会のあらゆる分野において対等に参画し、共に責任を担い、利益を受けることができる男女共同参画社会を実現することが重要です。

ここに、私たちは、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、市、市民及び事業者の協働により豊かで充実した生活を送ることができる社会を目指すことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念及び実現すべき姿を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 市内における公的機関又は事業活動を行う個人若しくは法人その他の団体をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動等に対する相手方の対応により当該相手方が不利益を受け、又は性的な言動等により相手方の生活環境が害されることをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 夫婦や恋人等の間における身体的、心理的、性的、経済的等の暴力的行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女が個人として尊重されること、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野において性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として個性と能力が十分に発揮できる機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に家庭生活における活動を行い、かつ、家庭生活以外の活動に対等に参画することができること。
- (5) 国際的な取組み及び在住外国人への理解の下に、行われること。

(実現すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者は、男女共同参画の推進に当たり、次の事項を男女共同参画社会の実現すべき姿として、その達成に努めるものとする。

- (1) 家庭において実現すべき姿
 - ア 男女が共に協力し、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と家庭生活以外の活動を両立することができる家庭であること。
 - イ 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女の個人としての個性が尊重され、多様な生き方が選択できる家庭であること。
- (2) 教育の場において実現すべき姿 学校教育、社会教育その他のあらゆる教育、保育において、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、個性や能力が大切にされる教育の場であること。
- (3) 地域において実現すべき姿
 - ア 性別による固定的な役割分担意識にとらわれた慣習やしきたりが克服され、男女が共に意思決定の場に参画できる地域であること。
 - イ 男女の人権が尊重され、差別なく平等に諸活動に参加し、企画や実践に関われる地域であること。
- (4) 就業の場において実現すべき姿
 - ア 個人の意欲、能力、個性等が合理的かつ適切に評価され、募集、採用、配置、賃金、昇進等について性別を理由とする格差のない就業の場であること。
 - イ 効率的かつ効果的な労働によって、長時間労働やストレスのない就業環境が確保され、かつ、育児休業や介護休業が男女等しく積極的に取得でき、就業の場における活動と家庭生活及び地域における活動が両立できる就業の場であること。
 - ウ 農業、商業等の自営業において、男女の労働が正當に評価される就業の場であること。

(市の責務)

第5条 市は、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携に努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動に関し、男女共同参画の推進を阻害する要因の解消及び男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に努めなければならない。

- 2 事業者は、男女が事業活動と家庭生活及び地域における活動を両立できるように環境の整備に努めなければならない。

- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 すべての人は、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別を理由とする差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等性別による権利侵害行為

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力を連想させ、又は助長する表現その他の不必要な性的表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策等

(男女共同参画プラン)

第10条 市は、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「男女共同参画プラン」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、男女共同参画プランを策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

- 3 市長は、男女共同参画プランを策定するに当たっては、第19条に規定する大垣市男女共同参画推進審議会に諮問しなければならない。

- 4 市長は、男女共同参画プランを策定したときは、これを公表するものとする。

- 5 市は、社会の情勢の変化等に対応するため、必要に応じて男女共同参画プランの見直しを図るものとする。

- 6 第2項から第4項までの規定は、男女共同参画プランの見直しについて準用する。

(積極的格差改善措置)

第11条 市は、市のすべての委員会、審議会等における委員等を委嘱又は任命する場合は、積極的格差改善措置を講じて、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

- 2 市は、あらゆる分野の意思決定過程において、男女の参画する機会に格差が生じないよう市民及び事業者と協力し、改善に努めるものとする。

(情報の収集及び分析)

第12条 市は、男女共同参画に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び分析を行うとともに、市民及び事業者に公表し、又は提供に努めるものとする。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関して、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動を行うとともに、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育、保育の場において、必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の自主的な活動への支援)

第14条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する自主的な活動を支援するため、

情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策について円滑かつ総合的に推進するため、庁内組織の充実、強化に努めるものとする。

(活動拠点)

第16条 市民及び事業者の男女共同参画の推進に関する取組を支援する活動拠点は、大垣市男女共同参画センターとする。

(苦情又は相談の受付等)

第17条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる市の事務事業に関する苦情及び性別を理由とする差別的取扱い等に関する相談に対して、窓口を設けて受付を行い、関係機関との連携を図り、適切に対応し処理するよう努めるものとする。

(年次報告)

第18条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び進捗状況を毎年公表するものとする。

第3章 男女共同参画推進審議会

(設置)

第19条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、大垣市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第20条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画プランの策定及び見直しに関する事項について、市長の諮問に応じ、調査審議し、答申すること。
- (2) 男女共同参画プランに関し、実施状況及び進捗状況について、評価審議し、提言すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策の重要事項について、調査審議すること。

(組織)

第21条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 男女それぞれの委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者が推薦する者
- (3) 公募市民

(任期)

第22条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(審議会の運営等)

第23条 前3条に定めるもののほか、審議会の運営等について必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
(大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)
- 2 大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例（昭和31年条例第9号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則（平成29年6月22日条例第14号）抄
(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

5 大垣市男女共同参画センター条例（平成29年6月22日 条例第14号）

（設置）

第1条 男女共同参画に関する施策の推進を図るとともに、市民の取組等を支援するため、大垣市男女共同参画センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 大垣市男女共同参画センター

位置 大垣市室本町5丁目51番地

（利用の制限）

第3条 市長は、センターを利用し、又は利用しようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、センターへの入館を拒み、又はセンターからの退館を命ずることができる。

- (1) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (2) センターの管理上支障があると認めるとき。
- (3) その他市長がセンターを利用させることが適当でないと認めるとき。

（行為の制限）

第4条 センターにおいて次に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) その他センターの一般利用を妨げるおそれのある行為をすること。
- 2 前項の許可を受けようとするものは、行為の目的、内容、期間その他市長の指示する事項を記載して市長に申請しなければならない。
- 3 許可に係る事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為がセンターの一般の利用を妨げないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可をすることができる。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可にセンターの管理上必要な条件を付することができる。

（研修室の使用者）

第5条 センターの研修室（以下「研修室」という。）を使用できるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市内において男女共同参画の推進に関する活動を行う団体
- (2) その他市長が適当と認めるもの

（使用の許可）

第6条 研修室を使用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の許可に研修室の管理上必要な条件を付することができる。

（使用の不許可）

第7条 市長は、第3条各号のいずれかに該当するときは、研修室の使用を許可しない。

（使用権の譲渡等の禁止）

第8条 第6条の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に研修室を使用し、又は使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。
- (2) 研修室の管理上市長が必要と認めて行う指示に従わないとき。

(3) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたことが明らかになったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか市長が特に必要と認めるとき。

2 前項に規定する取消し等によって生じた損害について、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第10条 研修室の使用料は、無料とする。

(施設の変更の禁止)

第11条 使用者は、研修室に造作、模様替え等の変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復義務)

第12条 使用者は、研修室の使用を終了したとき又は第9条第1項の規定により使用の許可を取り消されたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

第13条 使用者は、センター又はその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、市長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(大垣市男女共同参画推進条例の一部改正)

2 大垣市男女共同参画推進条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大垣市スイトピアセンター条例の一部改正)

3 大垣市スイトピアセンター条例（平成3年条例第25号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

6 大垣市男女共同参画センター条例施行規則（平成29年8月28日 規則第33号）

（趣旨）

第1条 この規則は、大垣市男女共同参画センター条例（平成29年条例第14号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、大垣市男女共同参画センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。

（休館日）

第2条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

- （1） 毎週火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の祝日」という。）に当たるときは、その翌日）
- （2） 国民の祝日の翌日（その日が日曜日又は火曜日に当たるときは、その翌日とし、その日が月曜日又は土曜日に当たるときは、その翌々日）
- （3） 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

（利用時間）

第3条 センターの利用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

- （1） 交流広場及び相談室 午前9時から午後5時まで
- （2） 研修室 午前9時から午後9時まで

（行為許可の申請）

第4条 条例第4条に掲げる行為をしようとするものは、行為をしようとする日の前7日以上3月以内の期間に行為許可申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

（行為許可）

第5条 市長は、前条の申請に対し行為を許可したときは、行為許可書（第2号様式）を交付するものとする。

（行為許可の変更）

第6条 行為の許可を受けたもの（以下「行為者」という。）が許可に係る事項を変更しようとするときは、行為変更申請書（第3号様式）に行為許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 第4条に規定する申請の期間は、前項の変更について準用する。

3 市長は、第1項の規定による変更を許可したときは、行為変更許可書（第4号様式）を交付するものとする。

（行為の取下げ）

第7条 許可を受けた行為を取り下げようとする行為者は、行為取下届（第5号様式）に行為許可書又は行為変更許可書を添えて市長に提出しなければならない。

（団体の要件）

第8条 条例第5条第1号に掲げる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- （1） 定期的な活動の実績又はその見込みがあり、その活動場所が市内である団体
- （2） 活動の全部又は一部が公益的である団体
- （3） 代表者及び定款、規約又は会則を定め、組織として活動している団体
- （4） 定款、規約又は会則において男女共同参画の推進に関する活動を行うことを規定している団体又は役員に女性が参画している団体
- （5） 活動が営利を目的としたもの又は宗教、政党若しくは政治に関するものでない団体

(使用期間)

第9条 研修室の連続使用は3日以内とし、定期使用は週1日以内とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可の申請)

第10条 研修室を使用しようとするものは、使用する日の前7日以上3月以内の期間に使用許可申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この期間によらないことができる。

(使用許可等)

第11条 市長は、研修室の使用を許可したときは、使用許可書（第7号様式）を交付するものとする。

2 許可を受けた使用時間には、準備及び原状に復する時間を含むものとする。

(使用許可の変更)

第12条 研修室の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）が許可に係る事項を変更しようとするときは、使用変更申請書（第8号様式）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 第4条に規定する申請の期間は、前項の変更について準用する。

3 市長は、第1項の規定による変更を許可したときは、使用変更許可書（第9号様式）を交付するものとする。

(使用の取下げ)

第13条 研修室の使用を取り下げようとする使用者は、使用取下届（第10号様式）に使用許可書又は使用変更許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(使用開始)

第14条 使用者は、研修室を使用しようとするときは、許可書を係員に提示し、その指示に従わなければならない。

(責任者の設置)

第15条 使用者は、研修室の秩序保持のため、責任者を設置しなければならない。

(入室の承諾)

第16条 使用者は、管理上の必要のため、研修室に入室する係員を拒むことができない。

(遵守事項)

第17条 使用者その他センターの利用者（以下「使用者等」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) センター及びその付属設備を汚損し、損傷し、又は滅失する行為をしないこと。
- (2) 許可を受けた目的その他許可を受けた内容と異なる行為及び使用をしないこと。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いるなど他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。
- (4) 喫煙又は火気を使用しないこと。
- (5) 交流広場において食事を取らないこと。
- (6) 許可を受けないで広告類を掲示し、又はまき散らす行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理及び運営上支障がある行為をしないこと。

2 係員は、使用者等が前項各号の規定に違反した場合は、退館を命ずることができる。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年10月11日から施行する。

7 大垣市男女共同参画都市宣言

水と緑の豊かなまち

歴史と文化にはぐくまれたまち

夢と活力に輝くまち

わたしたちは、このまちのたいせつな一人ひとりです。

わたしたちは、このまちを誇りとし、

ともに幸せを実感できる大垣市を築くため、

ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

一、わたしたちは、性別を越え世代を越え、

一人の人間として尊重しあい、

自分らしく生き生きと輝くことができるまちをめざします。

一、わたしたちは、一人ひとりがその個性と能力を発揮し、

支えあい助けあい、責任を分かちあいながら、

社会のさまざまな分野に参画できるまちをめざします。

平成17年3月18日

大垣市

8 大垣市男女共同参画推進審議会規則（平成15年4月1日 規則第19号）

（目的）

第1条 この規則は、大垣市男女共同参画推進条例（平成15年条例第1号）第23条の規定に基づき、大垣市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員の定数）

第2条 審議会の委員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- （1）学識経験者 4人以内
- （2）事業者が推薦する者 8人以内
- （3）公募市民 3人以内

（会長及び副会長）

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会）

第4条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の審議会は、市長が招集する。

2 審議会の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

（部会）

第5条 会長は、専門事項を調査審議するため必要に応じ部会を設置することができる。

2 部会の委員は、審議会の委員の互選によって定める。

3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の会務を総理し、これを代表する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 部会の会議の運営については、前条の規定を準用する。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、まちづくり推進課において処理する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第18号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

9 大垣市男女共同参画推進審議会委員名簿

任期：平成29年7月1日～平成31年6月30日

区 分	審議会の 役職等	氏 名	各団体の役職等
学識経験者	会 長	竹 内 治 彦	岐阜経済大学 経営学部教授
	副会長	光 井 恵 子	大垣女子短期大学 幼児教育学科教授
	委 員	木 曾 義 尚	大垣人権擁護委員協議会 常務委員
事業者が推薦するもの	委 員	水 野 千 晶	大垣商工会議所 女性会会長
	委 員	大 西 豊 康	連合岐阜西濃地域協議会
	委 員	日 比 純 子	大垣市小中学校長会（日新小学校長）
	委 員	三 和 規	大垣市P T A 連合会 会長
	委 員	後 藤 文 夫	大垣市連合自治会連絡協議会 副会長
	委 員	豊 田 和 代	大垣市女性連合会 副会長
	委 員	松 岡 敦 子	特定非営利活動法人くすくす 理事
公募市民	委 員	榎 並 つ る み	
	委 員	谷 順 子	

10 大垣市男女共同参画プラン行政推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 大垣市における大垣市男女共同参画社会の実現に向けての施策について、総合的かつ効率的な推進を図るため、大垣市男女共同参画プラン行政推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画プランの策定推進に関すること。
- (2) 男女共同参画プランの策定推進における関係部及び課内の総合調整に関すること。
- (3) 前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副市長をもって充て、委員会を代表し統括する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けた場合は、その職務を代理する。
- 4 委員は別表第1に定める職にある者及び委員長が指名する者とする。

(会議)

第4条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認める場合は、関係職員の出席を求め、意見又は説明等を聴き、又は関係課の長に対し、資料、情報等の提出を求めることができる。

(幹事会)

第5条 推進委員会を補助し、具体的な検討を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、まちづくり推進課男女共同参画推進室長をもって充てる。
- 4 幹事は別表第2に定める職にある者及び委員長が指名する者とする。
- 5 幹事会は、幹事長が招集する。
- 6 幹事長が必要と認める場合は、関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(行政ワーキング研究会)

第6条 幹事会において具体的な検討を行うため、調査研究をする行政ワーキング研究会を置く。

- 2 研究会は、別表第3に定める所属の職員をもって組織する。
- 3 会長は、まちづくり推進課男女共同参画推進室長をもって充てる。
- 4 研究会の招集は、会長が行う。
- 5 研究会は、幹事会の命を受けた事項の調査研究のほか、自主的な研究を行うことができる。
- 6 研究会は、調査研究結果を幹事会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、まちづくり推進課男女共同参画推進室において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか推進委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が定める。

附 則

この要綱は平成11年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

大垣市男女共同参画プラン行政推進委員会

副市長：委員長
教育長
技監
企画部長
総務部長
かがやきライフ推進部長
生活環境部長
福祉部長
子育て支援部長
経済部長
建設部長兼東海環状推進室長
水道部長
都市計画部長
市民病院看護部長
市民病院事務局長
教育委員会事務局長
議会事務局長
消防長
上石津地域事務所長
墨俣地域事務所長

別表第2（第5条関係）

大垣市男女共同参画プラン行政推進幹事会

企画部	秘書広報課長・人事課長・地域創生戦略課長
総務部	財政課長
かがやきライフ推進部	まちづくり推進課長・市民活動推進課長
生活環境部	環境衛生課長・生活安全課長・クリーンセンター所長
福祉部	社会福祉課長・障がい福祉課長・人権擁護推進室長・高齢介護課長・窓口サービス課長（市民）・窓口サービス課長（保険年金・医療）・保健センター所長
子育て支援部	子育て支援課長・子育て総合支援センター所長
経済部	商工観光課長・農林課長
建設部	管理課長
水道部	水道課長
都市計画部	都市計画課長
市民病院事務局	庶務課長
教育委員会事務局	庶務課長・学校教育課長・社会教育スポーツ課長・図書館長
議会事務局	議事調査課長
消防組合本部	総務課長
上石津地域事務所	地域政策課長
墨俣地域事務所	地域政策課長

別表第3（第6条関係）

大垣市男女共同参画行政ワーキング研究会

企画部	秘書広報課・人事課・地域創生戦略課
総務部	財政課
かがやきライフ推進部	まちづくり推進課・市民活動推進課
生活環境部	環境衛生課・生活安全課
福祉部	社会福祉課・人権擁護推進室・高齢介護課・窓口サービス課・保健センター
子育て支援部	子育て支援課・子育て総合支援センター
経済部	商工観光課・農林課
建設部	管理課
水道部	水道課
都市計画部	都市計画課
市民病院事務局	庶務課
教育委員会事務局	庶務課・学校教育課・社会教育スポーツ課
上石津地域事務所	地域政策課
墨俣地域事務所	地域政策課

11 大垣市第四次男女共同参画プラン策定経過

年 月 日		内 容	
平成28年	7月	高校生意識調査の実施 中校生意識調査の実施	
	7月16日 ～8月19日	市民意識調査の実施 企業実態調査の実施	
平成29年	5月23日	男女共同参画プラン行政推進委員会 (定例部長会議)	策定概要の協議
	6月16日	市議会企画総務委員会	策定概要の報告
	7月28日	平成29年度第1回 男女共同参画推進審議会	策定概要の審議
	10月27日	平成29年度第2回 男女共同参画推進審議会	プラン(素案)の 諮問、審議
	11月 9日	平成29年度第3回 男女共同参画推進審議会	プラン(素案)の 審議
	11月16日		プラン(素案)に對 する答申
	12月15日	市議会企画総務委員会	プラン(素案)の 報告
	12月20日	パブリック・コメント	プラン(素案)に 對する意見募集
平成30年	～1月19日		
	2月20日	男女共同参画プラン行政推進委員会 (定例部長会議)	プラン(案)の協議
	3月20日	市議会企画総務委員会	プラン(案)の報告
	3月30日		プランの決定

【大垣市第四次男女共同参画プラン】

平成30年3月

発行：大垣市

編集：かがやきライフ推進部 まちづくり推進課 男女共同参画推進室

〒503-0911 岐阜県大垣市室本町 5丁目51番地

TEL：(0584) 47-8549

